

## 研究ノート

### 中小企業の組織化原理と組合活動（4）

— わが国での系譜をめぐって —

寺 岡 寛

1. 中小企業と組織化政策
2. 産業組合の歴史の変遷
  - 2-1. 産業組合の歴史的展開
  - 2-2. 産業組合の問題と推移
  - 2-3. 産業組合の経営と課題（以下、本号）
3. 産業組合の問題と課題

キーワード：産業組合、産業組合金融、組織化政策、組織化原理、産業組合全書

## 2. 産業組合の歴史の変遷

### 2-3. 産業組合の経営と課題

『産業組合全書』の第5巻と第6巻は小平権一著『産業組合金融』（上・下）であった。小平<sup>1)</sup>は当時、農林省経済更生部長であった。『産業組合金融』（上）の構成は15章と統計などの付録から構成され、産業組合金融理論と外国事例が紹介される。第1章で小平は「産業組合金融の本質」を展開する。まず、産業組合金融は「産業組合なる組織に依って、農山漁家、手工業者、小売商その他の中小産者の為めに行はるる金融である。……之を換言すれば、中小の産業者達が、互いに責任を負担し合うことに依りて、他より集合的に信用を得ることが産業組合金融である。即ち組合の組織に依りて信用を取得し、組合の組織に依りて互に余裕の手許金を預け合ひ、之を組合員に貸与し、又は他の確実なる所に預け入れる等産業組合を中心として行はるる信用取引が、産業組合金融である」<sup>2)</sup>と定義される。産業組合金融の目的と原則はつぎのように整理される。

- ① 債務者の為めに行う金融であること—「信用を得んとする者の為めに行ふ金融であって、相当の余裕金があつて、之を他に投資するか、又は何等かの方法に依りて、利殖せんとする者

の爲めに行ふ金融ではない。……信用組合に貯金する者は此の如き（引用者注—銀行預金）利殖を考へては居らない。又考へるべきものではない。寧ろ相互扶助の精神に則りて、お互に余裕金を持ち寄つて、之を再び借入れると云ふ隣保共助の精神的、道徳的の方面から進んで来て居る」<sup>3)</sup>。

- ② 精神的であり、教育的である—「農業者、中小商工業者、其の他の中小産者は、……正直と健康と技術以外には、別段に有力なる物的担保を有つて居らないことが普通である。……彼等の正直と健康と技術の集合を引き当てにするより外にしかたがない。殊に正直の集まりが最も有力なる担保となる。……或る組合員が、現在に於ては信用がないとしても、組合は其の組合員を訓育し、指導して、人的信用の増加に力めなくてはならない。……産業組合金融は、教育的に実行しなければ、其の価値が非常に減少して来る。此れの如きは、銀行金融、金貸業者の金融と全然異なつて居る点である」<sup>4)</sup>。
- ③ 慈善的ではない—「産業組合は社会政策を実行しなくてはならないからと云ふ見地より、無利息又は極端に低廉なる金利を以て信用を付与すべしと主張するならば、之は亦妥当を欠くものと云はなくてはならない。社会政策と慈善事業とは必ずしも一致しない」<sup>5)</sup>。
- ④ 集合金融、相互金融であること—「産業組合金融は、元来、単独にては、信用を得ること能はざる中小産者の……集合金融に外ならない。……お互いに手許資金を組合に預け合ひ、其の預け合ひたる資金を、組合員が借り合ふことを実行しなくてはならない。此のことが、相互扶助の実行として、重要な働きを為すものである」<sup>6)</sup>。
- ⑤ 利益の事業分量による割戻し—「剰余金は、産業組合の原則に従ひて、組合と取引したる金高に応じて組合員に割戻すのである」<sup>7)</sup>。
- ⑥ 無担保金融—「産業組合金融は、元来無担保金融を目標としなくてはならない。若しも、有力なる担保物を所有し、之を引当てに信用を付与するならば、其れは、必ずしも、産業組合金融に依らなくても、信用を得ることが出来る。産業組合金融は、あく迄も、無担保金融即ち対人信用を目標としなくてはならない」<sup>8)</sup>。
- ⑦ 系統金融を原則とする—「単独の組合にては、充分ではない。一町村の組合は、一地方に連合し、地方の連合会は、全国の中央金庫を組織し、……若し過剰なるときは、地方連合会に預け合ひ、不足するときは、地方連合会より信用を得ることとしなくてはならない。」<sup>9)</sup>

小平は産業組合金融に類似した相互金融組織として無尽、頼母子講、報徳社、官庁や企業などでの任意団体金融、漁業共同組合、商業組合などについて概説し、ついで庶民金融、庶民銀行について取り上げた。庶民銀行に関しては、米国の無担保で2人の保証人で小額融資を行ったモリス銀行を取り上げ、小平は「『モリス』銀行に於て、資金の借入れを申込みとする者は、別に予め銀行とは取引もなく、一面識もないものである。其れが突如として、2人の保証人を附して、申込んだとしても、直ちに無担保信用が付与せらるるや大いに疑問とする所である。……夫

れよりは寧ろ信用組合を拡充し、之に依りて、無担保金融を実行するをより有効なる庶民金融の方法なりと信ずる」<sup>10)</sup>と評価を下した。ドイツや米国に普及した労働銀行（あるいは労働組合銀行）については、「此の種の金融機関は、労働運動から発生して居って、労働者に小額資金融通の目的を以て唱道せられたものではない。従って、金融問題として、考察することは、或は妥当ではないとも云ひ得る。併し、此の如きことは産業組合の制度で充分其の目的を達成することが出来る」<sup>11)</sup>とした。いずれにせよ、日本においては産業組合が妥当であると結論づける。

産業組合金融においては、既述のごとく、対人信用を原則として「正直を資金化」するような組織であり、「正直であり、お互に信用しあつて居るものが、相互扶助・隣保共助の精神を以って、お互に責任を分担することに依りて、信用を作り出すことである。・・・此のことは実行するには、一つの農村漁村の範囲内であつて、克く隣保共助の出来得る程度の区域でなくてはならない。独逸の『ライフアイゼン』系統の農村組合に於ては、1千戸程度が宜しいとして居る」<sup>12)</sup>位がよく、こうした組織体が連合会を形成することでリスク軽減をはかることの重要性が何度も強調される。小平がまとめた各国の産業組合金融のこうした系統組織については第1表に掲げておく。

第1表 各国における系統組織

| 階級の数        | 採用国   | 組織の要旨  |
|-------------|-------|--|
| 3段制         | 独逸    | 中央に国立にして、国の出資に依る産業組合中央金庫を設置し、信用組合連合会が之と取引し、個々の信用組合は原則として、直接中央金庫と取引せず。    |
| 4段制         | 仏蘭西   | 中央に国立にして、国が出資せざる中央金融機関を組織し、之に県金庫が郡金庫と取引し、郡金庫は個々の信用組合と取引す。                |
| 3段制         | 日本    | 政府、産業組合、同連合会等の出資を以って組織し、最初より一定の加入者なければ、成立せざるものとす。（産業組合も又連合会も直接中央金庫と取引す）。 |
| 2段制         | メキシコ  | 政府、地方庁が出資して、中央金庫を組織し、之に産業組合又は連合会が加入せずして取引す。                              |
| 階級系統を為さざるもの | ルーマニア | 特殊銀行をして、中央金融機関の働きを為さしめ、別に系統的組織を認めざるもの。                                   |

小平は日本については、「現在の3段制を強化することが絶対に必要であつて、之を2段制と為すときは、結局全部の産業組合に対し、産業組合金融の目的を達することは出来ないと信ずる」と述べ、信用組合連合会の存立根拠をつぎのように指摘する。

- ①「産業組合連合会が中間の金融機関として絶対に必要なりやの問題、・・・地方的に資金の過不足を調節し、・・・此の事は、信用組合連合会なる地方的の金融機関があつて始めて完全に行ふことが出来る」<sup>13)</sup>。
- ②「地方的の資金の過不足を調節し、資金計画を樹立することは、地方毎の連合会に於て初めて、之を為し得るものであつて、中央金庫の支所を設置し、支所をして、此の資金計画を地方毎に樹立せしむることは困難である」<sup>14)</sup>。
- ③「個々の産業組合の信用限度を高めるが為めに、連帯保証を為すことにある」<sup>15)</sup>。
- ④「各地方の実情を即せしむることが出来ない。・・・中央金庫の支所を各府県に置いた場合に比すれば、如何に中央金庫の職員が努力しても、原則としては、信用組合連合会が行ふ程地方的の実情に即せしむることは困難である」<sup>16)</sup>。
- ⑤「信用組合連合会は、道府県をして産業組合金融の援助を為さしむることが出来る」<sup>17)</sup>。
- ⑥「信用組合連合会は、中央金庫又は県等の助成に依り、其の地方限りに其の異変に因る金融恐慌を喰ひ止め、全国の産業組合金融に影響なからしむることが出来る。・・・故に信用組合連合会は、中央金庫に対し、危険の分散の働きを為して居るものと云はなくてもならない」<sup>18)</sup>。

では、農山漁村において信用組合の存立はどうであろうか。小平は購買、販売、利用事業の兼営の必要性を主張する。すなわち、「無担保金融を実現するには、信用組合は、同時に販売組合を経営し、組合員の生産物を組合にて共同に販売し、其の販売代金を信用組合の預金口座に落とし、必ず其の組合員の貯金と為すことが、完全に行はれることに依りて、無担保金融の実現が可能となつて来る・・・若しも信用組合の組合員が、信用組合より農業の経営に必要な資金を無担保にて借入れ、其の資金に依りて生産せられたる物は、全然別の方面に売却し、其の代金は別の方面に貯金する態度であつたならば、信用組合としては、非常に不安であつて、此の如き組合員には対人信用は付与せられない。・・・更に信用組合が、購買組合を兼ねなければならない理由も同様である。・・・利用組合も同様である。農山漁村に於ける利用組合は、購買・販売組合と分離して存在することは出来ない。・・・更に対人信用から考察しても、組合員の経済をよく知り、之を監視する目的の爲め、信用組合は利用組合を兼営しなくてはならないことになる。信用組合と他の組合との兼営を必要とする其の二に事由は、信用組合と其の組合員との取引が専属的でなければならない点にある。・・・其の三の事由は、産業組合の目的たる組合員の産業経済の発達点にある。・・・之が爲には、組合は信用方面に於ても、販売方面に於ても、購買方面に於ても、利用事業の方面に於ても、徹底的に組合員の産業経済の改善、更生の目標を立てて進まなくてはならない。・・・其の四は、産業組合の目的たる信用、購買、販売、利用等の各事業をよく総合的に連絡統一し、之等の事業を完全に行はしめる爲にある。・・・其の五の事由は、一つの農山漁村に、多くの産業組合の存在を許さない点にある。一つの村に信用組合、購買組合、販売組合、利用組合等各種の組合を設立し、各々理事及び事務員を設置し、事務

所其の他の設備を設くることとしたならば、之に加入し、其の指導を受くる農家は非常なる迷惑を被ることとなる。……其の六。最後に信用組合と他の事業組合とを兼営する事由として、信用組合の貯金を兼営の事業に利用し得るの便益を挙げざるを得ない<sup>19)</sup>。

しかしながら、信用組合連合会あるいは産業組合中央金庫の業務兼営については、「大正12年以後即ち、産業組合中央金庫設立以後に於ては、信用組合連合会単営の主張唱道せられ、兼営の連合会にして信用組合単営に改められたものがあつた。此の如くにして、信用単営の連合会は次第に増加するに至つた。蓋し其の当時は、信用事業一方のみより観察し、販売・購買事業を兼営せざる方が、両者の発達を促進する所以なりとの理論に傾いて居つたものかと推察……併し其の後殊に最低金利時代に遭遇するに至つて、何れの信用組合連合会に於ても、相当の余裕金を抱き、其の運用に困難し、利益率が次第に減少するに至つて、再び販売購買事業を兼営する必要とする考へ方が台頭するに至つた<sup>20)</sup>と小平は分析した。兼営問題に関して、もし弊害が生じるとすればその弊害の点とその除去を小平は「其の一は自分の組合が受入れた貯金を直ちに他の事業に投資し、為めに其の固定を来すの虞あること、其の二は購買販売利用事業の失敗が、信用事業に及び、之が為めに信用事業を危険ならしめ、零細の貯金の預入者たる組合員に不安を来さしむると云ふ点である。……その弊害とする所を更に考察するときは、兼営組合が、固有の金融事業以外の事業に資金を流用する場合は、（１）組合自体及び其の利用事業の設備費、（２）購買事業に依る購買品の仕入れ、（３）其の購買品の掛売、（４）販売事業に依る仮渡金、（５）販売事業に依る販売品の掛売等である。……防止の方策を考察するに、先づ第一に組合自体の設備費……貯金を以て之に充当すべきものではない。……」<sup>21)</sup>と論じた。

以上、わが国の信用組合制度の現状と問題点が紹介された上で、本書上巻の第8章では、信用組合原則が取り上げられた。日本の制度に関しては、小平は「先駆者の指導原理より湧出したる点も尠くないが、国家の制度自体に依りて指導せられた点も亦尠くない」と指摘した上で、市街地の信用組合と農山漁村の信用組合が併存している点を特徴に挙げ、農山漁村の信用組合を貫く隣保共助・道徳的という原則が市街地の信用組合では必ずしも実現し得ないことから、両組合の原則を分離して理解する必要性を説く。役員については、農山漁村の信用組合では専任職員は有給としても、理事、監事等役員は名誉職とすることの必要性が説かれる。この理由として「有給の役員は総合の俸給を占めることに依りて、組合が営利的となり、組合員の精神的の方面が薄らいで来る。……要するに農山漁村の中心人物の問題であると信ずる。……産業組合法施行規則第8条に、理事及び監事は定款の規定又は総会若しくは総代会の決議に依るに非ざれば、給料、報酬又は賞与を受くることを得ずと規定せるも、此の精神の一方面を現はしたものである<sup>22)</sup>と指摘された。信用組合の区域はわが国では概ね村単位であり、小平は「現行法の信用組合の区域を市町村の区域に依るべき旨の字句中、市なる字句は市制施行地の中にも、小なる市にあてはまる字句であつて、東京市の如きは、市の一部なる区の区域程度に解釈すべきものと云はざる

を得ない。・・・組合員は、一つの村の全戸を加入せしむることを方針とすること。従って、組合員の数は大なる村は1千戸内外とし、・・・独逸の『ライフアイゼン』系組合が1千戸内外を適格とする主義と同一である」<sup>23)</sup>と述べる。

小平は農山漁村での信用組合のあるべき姿についてさらに続ける。組織については保証責任の重要性を再度強調し、「昭和7年産業組合法の改正ある迄は、農村の産業組合も、有限責任を認めたのであるが、現行組合法に於ては、有限責任組織は之を許可しない。既設のものは、昭和7年法律改正の時より5年間に保証責任又は無限責任としなくてはならない・・・此の改正の主旨は、産業組合の本質に鑑み、成るべく個人保障人を省き、組合員の全部がお互いに責任を負担し合ふことに依りて、信用を起し、以て組合金融の目的を達成せんとする。・・・組合員全員をして、出資の外一定の責任を負担せしめ、斯くて、役員其の他有志の信用が不足するならば、其の増加に努力すると共に、販売事業其の他の事業を兼営せしめ、償還の途を講ぜしむべきである。産業組合の無担保信用増加の方法に付き速かに最善の努力をしなくてはならない。・・・産業組合は人的団体であり、資本団体に非ざること及び中小産者の団体であることに立脚し、出資は成るべき組合員全員に平等に所有せしむること。此のことは4種の産業組合に共通のことであるが、我が国の産業組合法に於ても、1人の出資口数を30口、特別の事由あるときは、50口迄とし、且つ1口の金額を組合は50円、連合会は500円迄に制限して居る」<sup>24)</sup>と指摘される。

議決権については出資の多寡に関係なく平等原則、組合員持分の譲渡は組合の承認を要し、組合員以外への譲渡は禁止（したがって、譲渡を受けるには組合加入手続きが必要）、配当は可能であるが、率については制限が設けられている。また、組合員全体の経済状態の改善のために1人当りの貸付額にも制限がある。さらに、組合運動の精神性、道徳性、教育性を考慮し、各種の婦人会、戸主会、講習会、懇話会、座談会などの開催も強調される。他方、都市信用組合については、農村信用組合と比較して、①区域が広いこと、②組合員の多様性、③有限責任組織が認められていること、④役員の俸給、⑤他の事業兼営ができないこと、⑥組合員以外の貯金の受入れ、手形割引が可能なこと、という点が指摘される。

小平は諸外国の産業組合金融（＝信用組合）についてもふれる。小平は当時の世界における信用組合の普及を30ヶ国、約16万組合（うち、農村信用組合は15万）という数字で紹介している。こうした産業組合の系統的発生については、最初は信用事業でなく、生活必需品を労働者や手工業者に供給することを目的とする消費組合が唱道され、後に信用事業も目的となり、さらに農業信用組合も設立され、「さらば産業組合殊に信用組合の原則は、之等の先駆者（たとえば、ドイツであればシュルツやライフアイゼン—引用者注）に依りて定まりて、今日の組合の原則を為し居るものであって、法律や国制度を以て創設せられたものではなく、国の法律や制度は、寧ろ之等の原則を表現する為めに後に作りたる形式に外ならない」<sup>25)</sup>とされ、その原則を掲げた英国のロッチデール、ドイツのシュルツやライフアイゼン、イタリアのルザッチ、ワレンボルグ等が紹介さ

れた。

ロッチデールの原則は、①組合員の平等な表決権、②政治、宗教上の中立性、③組合利益の事業分量に沿った組合員への割戻し、④組合員への教育、である。「デーリッチの町長となり、政治方面に於ても、相当に活動し、主として手工業者の為に組合を組織することに成功した」<sup>26)</sup> シュルツの原則は、①道徳的信用でなく、経済上、物質上の信用のみに依拠、②「中小の商工業者、手工業者、工業労働者を相手とするが故に、其の設置が、何れも都会的であって、其の組合の区域大なるのみならず、組合員の職業に制限なきこと」<sup>27)</sup>、③「組合の組織は最初無限責任であったが、後には、原則として保証有限責任（日本の保証責任に該当する）としたこと」<sup>28)</sup>、④「組合の成立は一定の出資を条件とし、出資を為さざる組合を認めざること」<sup>29)</sup>、⑤出資権の自由な売買譲渡、⑥配当、⑦有給の理事者、⑧信用事業への特化、⑨準備金、積立金は持分として組合員分配、⑩「信用組合の中央金融機関に対しては専属的でないこと」<sup>30)</sup>とされた。

ライファイゼンの原則は、①農業者に特化、②組合員の資格として経済上だけでなく、道徳上の信用を重視、③組合員の無限責任、④組合設立に出資を条件とせず、ただし、後にドイツ産業組合法により出資が形式上必要となった、⑤出資には普通利率程度の支払い、⑥組合員権利の譲渡・売買の禁止、⑦無配当、積立金を持分としない、⑧中央集権的、⑨信用事業のほかに販売事業、購買事業などの事業展開、⑩中央金庫の専属性、⑪組合事務の無報酬性、⑫「組合員が組合より借り入れたる負債は、其の借入金を使用して生産したる収入を以て之を支払うべきこと」<sup>31)</sup>。イタリアのルザッチとラレンボルグの原則は、シュルツとライファイゼンの関係に近似していた。

こうした海外事例を踏まえた上で、小平は産業組合金融のあるべき原則を、①「農山漁家中小商工業者等中小産者の産業又は経済の発達を図ることを目的としなくてはならない」<sup>32)</sup> こと、②組合員のみを対象とした相互金融であること、③無担保の対人信用、④短期（肥料購入費など）または中期（家畜資金など）の信用が中心、⑤政府や他の公益的金融機関より、長期低利の原資金が供給される場合には、組合員に長期信用を付与することが可能である、⑥産業資金が主で、経済資金が従であること、⑦⑥に沿った用途に即して信用を供与すること、⑧組合員に無駄な利息を支払わせないために、用途に沿って償還期間を定めること、⑨担保は信用の資金との連関を重視した上で動産または不動産とすること、⑩組合員の信用状況を常時把握して金融面の指導を行うこと、⑪「産業組合金融にありては、信用組合の組合員一般の中、小産者に普遍的に信用が付与せられなくてはならない。信用組合の組合員の中少数の富裕の者が信用を受け、多数の中小産者が信用を受くるのが困難であるが如き方法は、絶対に避けなくてはならない」<sup>33)</sup>、⑫組合員から成る信用評定委員会を置き、信用限度が少ない組合員についてはその限度を高める努力が必要、⑬「信用組合に加入せる或る個人が、その産業を営むが為に、信用を必要とし、其の信用を付与することが、其の個人の更正の為に、非常に役立つならば、信用組合は、何とかして、信用を付与する方法を講ずることに努力しなくてはならない。其れが教育的指導的である所以であ

る。……産業組合金融は、飽く迄も指導的であり、教育的でなくてはならない所以である」<sup>34)</sup>、  
⑭「相互扶助、隣保共助の組織である以上、相当低利で預金すべきである。……預金の増加を図るために、販売組合を兼ね、其の販売代金を信用組合の貯金口座に振り向ける等あらゆる方法を講じなくてはならない」<sup>35)</sup>。

こうした産業組合金融の上部機関として信用組合連合会有るが、この業務と原則に関して、小平は「信用組合連合会有、個々の信用組合と産業組合中央金庫との間にあって、相互金融の地方的、中級的使命を全うするのである。即ち、信用組合並びに、購買組合、販売組合、利用組合及び之等の事業組合の連合有の間に於ける地方的資金の過不足を調節し、若し不足するときは、産業組合中央金庫より其の必要とする資金を借入れて、之を其の所属する信用組合、其の他の組合及び連合有に融通するのである」<sup>36)</sup>と位置づける。この信用供与は短期とすべきであり、その信用形式は手形とされる。この点については、昭和7[1932]年の法律改正によって手形割引が可能となった。他方、産業組合中央金庫の使命は「所属員たる産業組合又は産業組合連合有に対し、無担保の金融取引を行ふにある」<sup>37)</sup>とされ、現実には地方により資金需給に過不足が生じるため、この調整（いわゆる卸金融）を行っていた。ただし、「信用組合以外の事業組合又は其の連合有に対する貸出しは、信用組合又は其の連合有に対する卸金融とは、其の趣きを異にして考察しなくてはならない」<sup>38)</sup>としてそれぞれの組合業務のあり方への注意が必要であることが強調された。

既述のように、産業組合金融においては対人信用が重視されている。これを高める方法として、小平は①自分たちの正直の動員、②各戸の経済の動員、③組合員の負債整理の実施、④組合員の家計の出納を信用組合に委託、⑤組合員と組合との専属取引、⑥組合による組合員の販売購買統制、⑦組合員への教育（正直化、道德化）を挙げている。こうした組合員から構成される産業組合の信用限度査定については、バランスシートによって説明が為されている。産業組合の資源とそのコストについては、第2表が紹介されている。資金は、大別して、自給資金と他給資金から構成されている。明治期には自給資金割合は過半を占めたが、大正期から貯金の増加により低下し始めていることは注目される。産業組合の金利については第3表に示している。なお、農村信用組合と市街地信用組合の金利については第4表と第5表に示した。なお、小平は信用組合の金利を東京銀行集会所社員銀行金利と比較している。昭和元[1926]年から昭和9[1934]年までの証書あるいは手形割引の金利であるが、いずれの時期も信用組合の方が金利高となっており、「信用組合が組合に貸付する利率と、銀行が各個人に貸付する利率とは、相当の開きがある。産業組合は、今後金利の低下に向って、大いに努力しなくてはならない。尚ほ農村の信用組合と都市の信用組合との金利の比較に於て、農村の組合は、貯金、借入金の金利が都、市の場合よりも常に高きことは、大いに注意すべきであることである。又之に反し都市の組合は、貸出金利が農村の組合より高いことも、注意しなくてはならない点である」<sup>39)</sup>と小平は指摘した。

産業組合の余裕金に関しては、余裕金自体は昭和恐慌の下で著しい減少となったものの、昭和



第2表 わが国における産業組合の自給資金と他給資金（明治37年～昭和9年）

| 年 度         | 自 給 資 金 (円) |             |             | 他 給 資 金 (円)   |             |               | 割合 (%) |    |
|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|---------------|--------|----|
|             | 払込済出資金      | 各種積立金       | 合 計         | 預 金           | 借 金         | 合 計           | 自      | 他  |
| 明治37[1904]年 | 1,045,017   | 148,173     | 1,193,190   | 242,953       | 219,412     | 460,365       | 72     | 28 |
| 明治38[1905]年 | 1,328,085   | 211,700     | 1,539,785   | 423,087       | 385,308     | 808,395       | 66     | 34 |
| 明治43[1910]年 | 7,477,192   | 1,407,938   | 8,885,130   | 7,204,824     | 3,258,780   | 10,463,064    | 48     | 52 |
| 大正4 [1915]年 | 22,186,161  | 7,967,140   | 30,155,301  | 29,617,433    | 16,247,713  | 45,865,146    | 40     | 60 |
| 大正9 [1920]年 | 55,542,217  | 24,558,335  | 80,100,552  | 224,320,745   | 50,184,662  | 274,505,407   | 23     | 77 |
| 大正14[1925]年 | 142,581,744 | 61,719,948  | 204,301,692 | 654,901,545   | 90,390,411  | 745,295,956   | 22     | 78 |
| 昭和5 [1930]年 | 228,226,949 | 113,881,893 | 342,108,842 | 1,102,573,886 | 239,581,816 | 1,342,155,702 | 20     | 80 |
| 昭和6 [1931]年 | 234,572,589 | 120,622,210 | 355,197,799 | 1,040,803,053 | 255,913,637 | 1,326,716,690 | 21     | 79 |
| 昭和7 [1932]年 | 239,725,266 | 124,157,746 | 363,882,912 | 1,063,163,995 | 276,072,070 | 1,339,236,065 | 21     | 79 |
| 昭和8 [1933]年 | 242,968,997 | 130,211,170 | 374,191,167 | 1,179,131,995 | 293,599,862 | 1,472,731,857 | 20     | 80 |
| 昭和9 [1934]年 | 250,968,997 | 137,492,777 | 388,460,774 | 1,268,021,009 | 271,246,314 | 1,539,267,323 | 20     | 80 |

第3表 わが国における産業組合の貸出金利など（昭和元年～昭和9年）

| 年 度         | 貸出金利 (%) | 手形割引率 (%) | 年 度         | 貸出金利 (%) | 手形割引率 (%) |
|-------------|----------|-----------|-------------|----------|-----------|
| 昭和元[1926]年  | 1.08     | 不詳        | 昭和6 [1931]年 | 0.95     | 0.96      |
| 昭和2 [1927]年 | 1.05     | 1.07      | 昭和7 [1932]年 | 0.92     | 0.96      |
| 昭和3 [1928]年 | 1.02     | 1.06      | 昭和8 [1933]年 | 0.89     | 0.93      |
| 昭和4 [1929]年 | 1.00     | 0.97      | 昭和9 [1934]年 | 0.86     | 0.90      |
| 昭和5 [1930]年 | 0.96     | 0.95      |             |          |           |

第4表 わが国における農村信用組合の金利（約800組合の平均日歩）

| 調査年月<br>昭和年・月 | 貯 金  |      |      | 借入金  |      |      | 貸出金  |      |      | 預け金  |      |      |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|               | 最高   | 最低   | 普通   | 最高   | 最低   | 普通   | 最高   | 最低   | 普通   | 最高   | 最低   | 普通   |
| 11/3          | 1.42 | 0.80 | 1.05 | 1.66 | 1.19 | 1.39 | 2.52 | 1.79 | 2.31 | 1.13 | 0.62 | 0.84 |
| 10/12         | 1.44 | 0.80 | 1.06 | 1.64 | 1.16 | 1.40 | 2.56 | 1.77 | 2.36 | 1.17 | 0.65 | 0.90 |
| 10/3          | 1.47 | 0.83 | 1.10 | 1.69 | 1.19 | 1.41 | 2.59 | 1.88 | 2.37 | 1.23 | 0.67 | 0.92 |
| 9/3           | 1.57 | 0.92 | 1.21 | 1.76 | 1.23 | 1.49 | 2.66 | 1.86 | 2.44 | 1.31 | 0.74 | 0.99 |
| 8/3           | 1.67 | 1.01 | 1.32 | 1.94 | 1.33 | 1.63 | 2.76 | 2.04 | 2.58 | 1.93 | 0.84 | 1.11 |

第5表 市街地信用組合の金利 (195組合の平均日歩)

| 調査年月<br>昭和年・月 | 貯金   |      |      | 借入金  |      |      | 貸出金  |      |      | 預け金  |      |      |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|               | 最高   | 最低   | 普通   | 最高   | 最低   | 普通   | 最高   | 最低   | 普通   | 最高   | 最低   | 普通   |
| 11/3          | 1.27 | 0.53 | 0.94 | 1.48 | 1.18 | 1.30 | 2.64 | 1.74 | 2.32 | 1.19 | 0.51 | 0.89 |
| 10/12         | 1.31 | 0.57 | 0.97 | 1.57 | 1.20 | 1.35 | 2.58 | 1.83 | 2.41 | 1.19 | 0.50 | 0.88 |
| 10/3          | 1.35 | 0.56 | 0.97 | 1.55 | 1.24 | 1.38 | 2.72 | 1.83 | 2.39 | 1.25 | 0.52 | 0.94 |
| 9/3           | 1.44 | 0.59 | 1.07 | 1.62 | 1.18 | 1.36 | 2.81 | 1.92 | 2.49 | 1.32 | 0.58 | 0.96 |
| 8/3           | 1.59 | 0.72 | 1.17 | 1.78 | 1.29 | 1.49 | 2.89 | 2.04 | 2.57 | 1.46 | 0.64 | 1.11 |

7 [1932]年に回復し始めた。この運用は「他の金融とは、其の趣を異にして居る。即ち原則として系統的に専属取引をしなくてはならない」<sup>40)</sup>とされる。具体的には、まずは地方の連合会に預け入れ、さらに中央金庫に預け入れられ、組合間の資金の過不足調整に振り向けられる。そして、中央金庫においては「銀行に預け入れるの外、国際其の他確実なる有価証券を購入し、又は『コール』の如き短期の放出をしなくてはならないこととなる」<sup>41)</sup>とされる。とはいえ、現実には、当時の金融恐慌そして昭和恐慌の下でいろいろな問題があったのも事実であり、「個々の組合の余裕金は、連合会か又は中央金庫に預け入れることを厳守せしめなくてはならない。従来個々の産業組合が、其の余裕金を個人に預け入れたり、信用なき金融機関に預け入れ、其の余裕金の大部分が固定し、又は野を喪失し、悲惨の結果となった例は実に尠くない。組合の余裕金は、此の意味に於て系統機関に預け入れることを厳守せしめなくてはならない。此の異が無担保信用を起す有力な条件となるのである。我が国の実情に於ては、次第に此の原則に近づきつつある」<sup>42)</sup>と小平は指摘した。

産業組合金融と不動産担保金融との関係について、「担保に供すべき余分の不動産があるときは、産業組合の助力は要しない。……不動産の如き確実なる担保あるときは、一般に銀行から個人的に信用を受けることが出来る、敢へて産業組合金融に依る必要がなくなる」<sup>43)</sup>とされ、不動産金融は組合自身に多くの資金がある場合、政府から低利資金などが供給されたときに実施すべきとした。不動産担保融資が必要である場合は田畑などの不動産購入のときである。住宅など消費経済の為の不動産信用は避けるべきとされる。原則として強調されるのは、「組合資金を長期に固定するの惧れが充分であるから、産業組合金融として不動産信用を付与する場合は大いに注意しなくてはならない。本来産業組合は、組合員の零細なる貯金を持ち寄り之をお互いに借りると云ふ相互組織のものであって、其の資源は原則として組合員の貯金であるから、長期に固定するを許さない性質のものである」<sup>44)</sup>という点である。他方、動産担保信用は、「農山漁家の経営信用を付与する上に於て、必要欠くべからざるもの」<sup>45)</sup>であり、これには①農業倉庫証券を発行し、

これを担保として信用の付与—農業倉庫を経営する産業組合は昭和10[1935]年で4,303組合、②農産物の貨物引換証又は船荷証券を担保にした信用の付与、③農産物生産者の保管する農産物の証券を発行し、これを担保として信用の付与、④農山漁家の所有する動産を信用組合に質入して信用を得ること、⑤動産の売渡抵当による信用、⑥動産抵当設定による信用、がある。

最後の動産抵当に関しては、わが国では昭和8[1933]年の農業動産信用法によって可能となった。これには農業動産の先取特権制度と農業動産抵当信用の制度がある。この背景については、小平は現行金融機関の「営利目的」では、農山漁家の資金調達が困難であったこと、したがって、高利貸しからの借入れ増大が大きな問題となっていたことなどがあつた。小平はこの法律のねらいを農業動産の先取特権と農業動産抵当信用の二つの側面に整理して、こうした制度を「我が国に於ては、実に、最初の試であり、何分にも種々の点に於て、従来の担保制度と著しく異なる新しい制度でもあり、殊に、農業動産の抵当権の如きは、・・・担保の入れたとは云ふも、担保の目的たる農業用動産は、依然として債務者たる農家の手許にあつて其の儘使用を継続されて居るのであるから、此の制度を乱用するときは、不道德な行為に依つて、或は債権者を害することも少ないことも想像される」<sup>46)</sup>と警告する。動産担保になるうるものとしては、牛、馬、漁船、石油発動機、蓄力原動機、トラクター、製茶機械、肥料飼料などの調整加工機などが例示される。なお、信用組合による農業用動産信用法貸付けの実績は第6表のとおりである。

小平が本書を発刊した時期は、昭和恐慌の下で農山漁村が大きな打撃を被り、負債に喘いだ時期からようやく立ち直りかけとはいえ問題が山積していた。この観点から、小平が負債整理と産業組合金融の問題を取り上げたのは当然でもあつた。小平は農林省経済更生部の調査数字を引用して、昭和7[1932]年12月末の農林業者の総負債額が50億円であり、このうち大地主などを除く負債額は中小農山漁家で41億2,300億円で、農家一戸当りは960円で、昭和10[1935]年8月末では中小農山漁家の負債額は約41億円と減少してはいなかつたと指摘する。このうち、7割近くが固定負債とみられ、返済が出来なければ自作人の小作人への転落など農村での階層分化がさらに進行することが考えられた。したがって、負債整理に関して産業組合がどのように関与するのが大きな課題となつていった。この解決方向については、①国家資金による全面的肩代わり、②法律

第6表 全国農業用動産抵当権取得登記成績（昭和11[1936]年11月末迄、円）

| 動産種別  | 件数     | 同割合    | 個数     | 同割合    | 債権金額      | 同割合    | 1個当り平均債権額 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|-----------|
| 農業用機械 | 294    | 1.6%   | 616    | 2.6%   | 136,926   | 5.4%   | 222.28    |
| 牛     | 12,369 | 67.3%  | 15,551 | 65.7%  | 1,404,397 | 54.8%  | 90.31     |
| 馬     | 5,391  | 29.3%  | 7,115  | 30.0%  | 627,923   | 24.5%  | 88.28     |
| 漁船    | 337    | 1.8%   | 406    | 1.7%   | 392,512   | 15.3%  | 966.78    |
| 計     | 18,391 | 100.0% | 23,688 | 100.0% | 2,561,758 | 100.0% | 108.16    |

による支払延期措置あるいは元金、金利の引下げ措置、③負債支払いに関する調停制度の導入、④自力更生による負債整理、⑤隣人助け合いによる負債整理、⑥自力更生と隣保共助の組合組織による負債整理、が示されたが、現実には③と⑥が実行されていた。

現実に信用組合が負債整理に乗り出す場合、負債整理資金は政府の低利資金を利用して、組合員の貯金には手をつけないことの重要性が強調される。貸付けに関しても、負債整理の資金であってもこれを不良貸付けとみなさないことの重要性が強調されつつ、「組合員をしてあらゆる努力を払はしめて経済更生を為さしめ、且つ其の生産物は全部組合を通じて販売せしむることとするならば、却って善良なる貸付である。善良なる貸付である以上、組合の資産として之を計上し、白地信用より控除すべきものではない。故に上級金融機関は、之を一種の財産と見做して其の組合の常時必要とする短期信用を付与して差支えがない。又産業組合金融の系統機関としては、当然容認すべきことである」<sup>47)</sup>とされる。銀行のような金融機関との相違に関しては、経済更生の観点から「組合員に対する貸付金に付て、最小限度の条件緩和に応じても結局組合の機構を害しないこととなる。……組合員の経済が更生し、よく組合を利用することになれば、組合は改善され、其の機能を発揮することとなる。組合員が多額の負債を負い、貯金を出来ず、又自分の行ふ農業の改良も行はれざる状態であって、独り組合のみよくなることは有り得ない。此の点が株式会社の組織と相当異なる点である」<sup>48)</sup>とされる。負債整理組合に関しては、信用組合は主務大臣の許可をうけ負債整理組合と同一の事業が可能であり、また、負債整理組合が信用組合に加入することも可能であった。この負債整理組合は、当時、政府から負債整理資金を借り入れることが可能であった。

当時、日本では無尽講あるいは頼母子講も庶民の金融制度としてあった。これと産業組合との関係については、小平が紹介している数字によると、昭和9[1934]年2月で無尽講などは30万近くあった。こうした講については必要に応じて講員全員を信用組合に加入させる必要性について論じられている。信用組合による無尽講・頼母子講の整理の事例としては、山口県の農村が取り上げられた。以下、小平は「産業組合と損害保険・信用保険」「農事実行組合と産業組合金融」「公益質屋と産業組合金融」を取り上げ、より公共性の強い金融のあり方として産業組合金融を論じている。他の問題としては、農村困窮化のための青田売買が取り上げられ、「如何なる目的に使用せらるるかと云うに、生活資金に当つるものが大なる部分を占めて居り、之に垂ぐは肥料資金であり、其の他各種の用途に使用せられて居る。……青田売は如何なる農家が之を行うかと云うに、勿論細農が多いが、田畑を所有せざる小作農が最も多い。……青田売買は、……現金なき農家が、已むを得ず売却するものなるが故に、其の売買価格が、生産者にとりて甚だ不利益なるは云う迄もない」<sup>49)</sup>と指摘される。この防止のためには、農家経営の多角化のほかに、産業組合金融が重要であり、「青田売買の行はるる農村の産業組合を拡充し、当該地方の農家をして、其の生産する米穀を産業組合を通じて売却することを誓約せしめ、産業組合は其

の誓約を信用して、当該農家に対し肥料資金其の他の必要なる資金を前貸し、其の収穫物の販売代金より引落して、償還することとすれば、其の目的を達成することが出来る・・・農産物販売統制と無担保金融とは、表裏を為して居る。承認が何故に収穫せざるものを引き当てに、中小の農家に信用を付与するかと云えば、其の生産物を引き取ることが出来るからである。農家が商人との此の如き契約を為すことが出来る以上は、自分の加入せる産業組合に農産物を引き渡す約束の出来ない筈はない。又産業組合も農産物を引き取ることの約束が出来たならば、無担保にて必要なる資金を供給することに努力しなくてはならない<sup>50)</sup>と小平は指摘する。つぎに、「商店信用と産業組合金融」が取り上げられる。ここで商店信用とは「掛け」による購入のことである。農家のこうした商店信用への依存度には地域差があった。比較的高いのは北海道や東北地域であり、こうした商店からの掛売りの利子率は決して低くはなく、肥料などの購入額の負担も大きかった。必然、産業組合金融が必要となる。

当時のわが国の農山漁村経済更生計画については、昭和7[1932]年から政府の主導の下に進められていた。この中心は農村金融の改善であり、農村金融改善樹立方針ではつぎのことが強調された。①産業組合の積極的利用、②産業組合金融の普及拡充、③農村での資金過不足の調査とこれに基づく資金計画の実行、④商店信用、個人貸借から組合金融への移行促進、⑤無尽講・頼母子講の整理と組合金融による代替、⑥農村資金の産業組合への還流、⑦公益団体の余裕金の産業組合への預け入れ促進、⑧貯金の美風滋養、⑨資金貸付けの生産資金への限定、⑩信用期限と資金再生の一致、⑪産業組合貸付けの公正化、⑫信用事業と販売事業・農業倉庫業との連絡の緊密化、⑬産業組合の系統機関の利用促進、⑭産業組合の貯金利子の低下への取組み。また、農家などの手工業品、副業品などの販売については、手元資金の不足により安価で売却せざるを得ない現状の改善に産業組合金融の果たす役割も紹介されている。ここで強調されているのは、組合から資金を借入れるのではなく、販売を委託することが重要であり、そうでなければ無担保による信用供与は困難である。小作農と産業組合との関係については、昭和10[1935]年の調査によれば、わが国の小作農家の割合は全体の2割弱、自作兼小作農家は4割弱であった。当時の小作農家の負債は第7表に示している。当時の調査では、小作人の信用組合からの借入れは第8表にあるように信用組合からは全体の20%少しであった。

信用組合の組合員構成からみれば、全体の過半が小作農か自作兼小作農であった。他方、貸付けについても小作農、自作兼小作農が過半となっている。漁村については、昭和6[1931]年の負債額のうち、個人からがもっとも多く31.3%、銀行は24.1%であり、信用組合は9.0%となっている。小平は漁業に関する産業組合金融の考え方について、漁業組合と信用組合との調和をいかに図るかが重要であり、「漁業組合をして信用組合に加入せしめ、信用組合は産業組合に法人として加入することが出来るが、其の加入し得る漁業組合は、部落区域の漁業組合に限って居る<sup>51)</sup>とする。他方、中小商工業の産業組合については、組合員数からみれば、農業は70.3%であり、工業は

第7表 小作農家の負債状況（農林省経済更生部の農家経済調査調べ：円）

| 負債の種類 | 昭和7年   |        |        | 昭和8年   |        |        | 昭和9年   |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 自作     | 自小作    | 小作     | 自作     | 自小作    | 小作     | 自作     | 自小作    | 小作     |
| 農業負債  | 244.86 | 290.94 | 161.34 | 303.66 | 372.52 | 213.88 | 250.27 | 399.40 | 234.60 |
| 兼業用負債 | —      | 0.02   | 0.07   | 27.38  | 4.82   | 0.35   | 14.71  | 4.43   | 5.84   |
| 家事用負債 | 116.88 | 153.74 | 157.79 | 321.22 | 361.35 | 254.99 | 296.04 | 395.90 | 241.71 |
| 計     | 361.74 | 444.70 | 319.20 | 652.26 | 738.69 | 469.22 | 561.02 | 799.73 | 482.15 |

第8表 農村の負債状況（農林省経済更生部調べ、昭和7年12月調査）

| 種別  | 信用組合  | 銀行    | 無尽頼母子講 | 商人   | 商人以外の個人 | その他  | 合計     |
|-----|-------|-------|--------|------|---------|------|--------|
| 地主  | 21.9% | 40.6% | 15.8%  | 1.8% | 14.7%   | 5.2% | 100.0% |
| 自作  | 24.2% | 21.4% | 23.8%  | 5.2% | 20.2%   | 5.2% | 100.0% |
| 自小作 | 24.4% | 16.4% | 27.2%  | 5.0% | 21.2%   | 5.8% | 100.0% |
| 小作  | 22.1% | 2.6%  | 33.1%  | 8.9% | 26.9%   | 6.4% | 100.0% |

4.9%、商業は11.4%であり、いわゆる商工業者が全体の15%弱ということになる。そして、このほとんどが都市住民であるといつてよい。商工業者の産業組合加入者については大正14[1925]年では、商業者が36.6万人、工業者が17.4万人であったが、昭和10[1935]年には同66.0万人、94.0万人と増加している。こうした状況を小平は「中小商工業者も、信用組合其の他の産業組合を相当に利用して居るものと云はなくてはならない。即ち信用組合は、中小商工業者に対しても重要な金融機関であると云ふことが出来る」<sup>52)</sup>と総括する。

中小商業者の資金需要は専ら商品仕入れ資金であり、これは無担保融資が望ましいが、当時、普通銀行では容易に貸付けを行っていなかった。必然、信用組合が無担保で貸付けを行うことが求められた。この場合に、農業者と異なる商業者の特徴は、①組合員の移動が容易であること、②商業者間の競争が厳しいこと、③商業の種類が多いこと、④共同事業が少ないこと、などであり、こうした商業者の信用状態の調査については、常に信用評定委員により短期間に繰り返し実施すること、調査内容は商品の売れ行き、顧客、仕入状況、組合への貯金の増減、組合資金の回収状況などとされた。さらに、中小商業者へは単に仕入れ資金を提供するだけでなく、組合で仕入れを統制し、その主旨に沿った仕入れに対して資金を融通すべきであるとされる。また、組合員相互の売買を如何に統制し、利用するかも重要視される。商業者の共同事業を困難であるとはいえ、共同事業を促すような資金の融通に心掛けるべきであるとも指摘された。小平は中小商業

者に産業組合を進める上で制度上注意すべき事項として、①商業者の免許制度あるいは登録制度の採用（特に廃止問題のため）、②無統制に近い開業の統制、③中小商業者の連帯責任の団体貸付けへの考慮、④中小商業者所有の動産への抵当信用、たとえば、仕入れ商品の信用組合への先取特権付与、⑤国家道府県による損失補償、を挙げた。他方、中小工業者の場合、その資金需要は設備資金、原料資金、販売資金である。産業組合金融における注意は、組合員の信用状態に重きを置き、無担保金融を原則とすること、したがって、組合員の信用状態をつねに把握することが重要である。国家の制度として中小工業者への産業組合金融に関しては、「信用組合をして団体信用の付与を為さしむること之れである。次には中小工業の仕揚信用に対し一定の信用制度を認むること及び中小工場の財団制度を認むること之れである」<sup>53)</sup>とされた。中小工業の仕揚信用は、「今後の中小工業金融を進める上に於て重要な事項である。・・・中小工業にありて、其の作業の行はるる場所が、一定の場屋内に限定されて居るが故に、仕揚信用を付与しても、信用組合はよく其の実情を監視し、調査することが出来る・・・中小工業者の諸設備を一種の財団にして、信用組合より金融を付与することも相当の可能性がある」<sup>54)</sup>と小平は指摘する。

当時、サラリーマンは「俸給生活者」と呼ばれた。俸給生活者の資金需要についても産業組合金融の観点から取り上げられている。この俸給生活者および労働者への産業組合金融上の原則は、①「本来産業を営まないものであるから、之に信用を付与することは極めて例外に属すべきことは最も必要な事項。従って産業組合金融としては、之等に対する金融は極めて低利なること、資金の用途に付て最善の吟味を為すこと」<sup>55)</sup>、②「住宅資金以外は、短期の手形貸付とすること」<sup>56)</sup>。では、社会保険などと産業組合金融はどのように区別されるのか。まずは、貯金の奨励を行った上で、疾病などについては社会保険あるいは共済制度を適応するのが本来であり、産業組合金融をあてることは不適切である。もっとも、これは「官業労働者」に関して共済組合が設立されているが、当時の民間労働者についてはこうした制度的対応は遅れていた。

本書の最後は産業組合金融機関の国策遂行および産業組合金融に関する法律制度、検査制度について取り上げている。産業組合金融と国策遂行との関係については、「産業組合金融機関は国家の制度として、相互扶助隣保共助の精神に則りて、産合員の貯金を蒐集し、之を組合員に融通すると云ふ国の制定したる権限に基いて働くのみでなく、更に進んで国家が時々国の政策として行ふ金融上の任務を果たさなくてはならない。之が産業組合金融機関と普通の金融機関と異なる性質の重要な一要目である」<sup>57)</sup>とされうるが、他方でこうした原則以外において、「時々国家の政策として産業組合金融機関が行はなくてはならない業務も決して少なくない」<sup>58)</sup>。たとえば、当時、20億円を超えていた産業組合の貯金残高を低金利で組合員に提供する一方、国債の消化に貢献しつつ、組合員にそれなりの利息を支払うことが迫られていた。この問題については、小平は「国家の金融統制上も其の公的性質に鑑み、大いに其の機能を発揮しなくてはならないと信ずる」<sup>59)</sup>と、このように抽象的な指摘にとどめている。なお、小平は大蔵省預金部資金による低利資金の供給

状況を紹介している（第9表と第10表）。

産業組合中央金庫を通じて融通された資金の目的（＝国策）による状況については、第10表にある。この表からわかることは、いわゆる昭和4[1929]年の昭和恐慌を境にしてさまざまな「応急」資金が提供されるのは昭和6[1931]年頃からということである。これらの措置は国が特別立法化をはかって、たとえば、「産業組合の固定資金流動化の為に、産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法を制定し、一億円の低利資金を三割の政府損失補償の条件を以て融通せしむるが如き、農村負債整理組合法を制定して、産業組合中央金庫、信用組合をして農村負債整理資金を融通せしむるが如き其の一例」<sup>60)</sup>といえる。また、本書の発刊された昭和12[1937]年度に帝国議会に

第9表 農林漁業関係・大蔵省預金部地方資金貸付状況（円）

| 種別   | 供給額       | 貸付済額      | 償還額     | 貸付現在額   |
|------|-----------|-----------|---------|---------|
| 普通資金 | 396,235   | 360,000   | 230,000 | 130,000 |
| 特別資金 | 1,268,944 | 770,000   | 555,000 | 215,000 |
| 計    | 1,665,179 | 1,130,000 | 785,000 | 345,000 |

第10表 大蔵省預金部資金の各種組合別貸付状況（同上）

| 年度          | 耕地整理事業     | 産業組合       | 森林組合      | 漁業組合      | 畜産組合      | 計          |
|-------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 明治43[1910]年 | 2,000,000  | 1,000,000  | —         | —         | —         | 3,000,000  |
| 44[1911]年   | 3,200,000  | 1,500,000  | 100,000   | 200,000   | —         | 5,000,000  |
| 大正元[1912]年  | 3,200,000  | 1,500,000  | 100,000   | 200,000   | —         | 5,000,000  |
| 10[1921]年   | 5,600,000  | 4,050,000  | 24,000    | 286,000   | 88,500    | 10,048,500 |
| 14[1925]年   | 3,905,000  | 5,015,000  | 150,000   | 340,000   | 590,000   | 10,000,000 |
| 昭和元[1926]年  | 7,036,000  | 5,802,000  | 183,000   | 435,000   | 544,000   | 14,000,000 |
| 2[1927]年    | 13,547,000 | 16,295,000 | 1,008,000 | 953,000   | 1,217,000 | 33,000,000 |
| 3[1928]年    | 29,907,000 | 37,117,000 | 2,167,000 | 5,051,000 | 3,758,000 | 78,000,000 |
| 4[1929]年    | 9,150,000  | 12,038,000 | 474,000   | 2,517,000 | 821,000   | 25,000,000 |
| 5[1930]年    | 8,371,000  | 12,452,000 | 174,000   | 3,444,000 | 559,000   | 25,000,000 |
| 6[1931]年    | 8,302,000  | 17,650,000 | 1,656,000 | 1,734,000 | 658,000   | 30,000,000 |
| 7[1932]年    | 4,675,000  | 10,835,000 | 659,000   | 1,168,000 | 663,000   | 18,000,000 |
| 8[1933]年    | 2,589,000  | 8,499,000  | 550,000   | 1,282,000 | 580,000   | 13,500,000 |
| 9[1934]年    | 2,726,000  | 8,274,000  | 450,000   | 1,090,000 | 460,000   | 13,000,000 |
| 10[1935]年   | 2,478,000  | 8,772,000  | 350,000   | 1,040,000 | 360,000   | 13,000,000 |



提案されていた「農村負債整理資金特別融通及び損失補償法」案（後に成立）もこの一例である。それほどに、この時期の日本経済の低迷の影響が大きかったことがこうした特別立法措置の底流にあったことはいうまでもない。なお、資金種別にみた産業組合中央金庫による当時の資金融通状況については第11表に示している。

本書の最終には、産業組金融の法律制度、産業組合の金融検査、産業組合の金融運営の適正（化）についてふれられている。法律制度の紹介はともかくとして、金融検査や金融運営のあり方については、日本経済の混迷によって予想された信用組合の破綻問題を意識したものであったろう。産業組金融制度に関しては、当時は、大別して産業組金融を実施する組織に関する法律と、産業組金融そのものに関する法律のいわば二本立てとなっていた。前者は、産業組合法及び産業組合中央金庫法、後者は農業倉庫業法、農業動産信用法、産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法、農村負債整理組合法などである。

最後の農村負債整理組合法は、負債整理組合と認定された信用組合については、これを負債整理組合と同様に「隣保共助の精神」に沿って組合員に負債整理を実行させるために、負債整理償還計画、経済更生計画の策定、負債整理資金の貸付、負債整理の為の土地処分を他の組合員が購入するための資金貸付などの事業取り組みを規定している。

農業動産信用法は、信用組合に農業信用法によって融通資金して購入された動産に関して特別の先取特権及び動産抵当権を認めた法律である。農業倉庫業法は米などの農産物を生産者のために保管し、その保管した農産物に対して農業倉庫証券を発行し、その証券を担保として資金を融通することを規定している。産業組合中央特別融通及び損失補償法は、「昭和五、六年頃の経済界の大不況に因り、農山漁村の金融機関たる信用組合連合会の貸付金が固定し、農山漁村の金融が閉塞し、農山漁家の経済の運営上非常なる困難を来すに至りたるを以て、臨時の制度として、政府の補償に依り大蔵省預金部より産業組合中央金庫に対し低利資金を融通し、中央金庫をして所属信用組合及び信用組合連合会に特別融通を為さしめ、之に依り金融の固定資金を流動化せんとする」<sup>61)</sup>法律である。

産業組合の検査制度は、当時、5種類に分類された。

- ①「国家は管理たる産業組合監督官を設置し法律の強制力を以て、強制的に組合の検査を為すの制度」。
- ②「国家は・・・、産業組合に対し、国家の許可したる会計士の検査を受けしめ、之を国家に報告せしむるの制度」— 英国の現行制度とされる。
- ③「産業組合の役員として監事を設置せしめ、理事の行ふ業務財産を監視せしむる制度」。
- ④「産業組合をして監査連合会をして組織せしめ、其の監査連合会を組織せしめ、其の連合会に監査委員を設置せしめ、其の監査員の監査を受けしむる制度」。
- ⑤「司法官の検査する制度。又は犯罪の摘発者若は国家の制裁を加ふるが為に司法官の行ふ検査」。

第11表 資金種別にみた産業組合中央金庫による資金融通の状況

| 年度          | 資金種別           | 供給額(円)     | 預金部<br>融通利率<br>(分厘) | 経済機関<br>貸付利率<br>(分厘) | 引受債券         | 供給府県         |
|-------------|----------------|------------|---------------------|----------------------|--------------|--------------|
| 昭和2 [1927]年 | 高利貸借替          | 69,000,000 | (55) 38             | (60) 44              | 動産拓債         | 全国           |
|             | 養蚕応急           | 50,000,000 | (50) 48             | (55) 48              | 勸農産債         | 同            |
|             | 米作者応急          | 30,000,000 | (55) 48             | (55) 48              | 同            | 同            |
| 昭和3 [1928]年 | 霜害救済           | 5,000,000  | (48) 36             | (54) 44              | 農産債          | 愛知外2県        |
| 昭和4 [1929]年 | 高利債借替          | 15,000,000 | (50) 38             | (55) 44              | 勸農産拓債        | 全国           |
|             | 旱水害復旧          | 6,000,000  | (48) 36             | (53) 42              | 勸農産債         | 兵庫外15県       |
|             | 中小商工農業者等       | 20,000,000 | (50) 36             | (55) 41              | 勸農産拓債        | 全国           |
| 昭和5 [1930]年 | 養蚕応急           | 40,000,000 | (55) 48             | (55) 48              | 同            | 全国           |
|             | 米穀応急           | 30,000,000 | (50) 44             | (50) 44              | 同            | 同            |
|             | 中小商工農業者等       | 5,000,000  | (50) 41             | (50) 41              | 同            | 同            |
| 昭和6 [1931]年 | 高利貸借替          | 30,000,000 | (50) 43             | (50) 43              | 同            | 同            |
|             | 養蚕応急           | 45,000,000 | (50) 44             | (50) 44              | 同            | 同            |
|             | 耕地整理長期借替       | 20,000,000 | (54) 42             | (54) 42              | 同            | 同            |
|             | 高利債借替          | 12,000,000 | (50) 43             | (50) 43              | 同            | 同            |
|             | 米穀応急           | 30,000,000 | (45) 39             | (50) 44              | 同            | 同            |
|             | 凶作救済           | 5,051,000  | (42) 36             | (48) 42              | 同            | 北海道5県        |
|             | 組合応急           | 2,400,000  | (42) 36             | (48) 42              | 勸農産債         | 愛知、三重        |
|             | 中小商工業者等産業資金    | 1,400,000  | (42) 36             | (48) 42              | 同            | 愛知県          |
| 昭和7 [1932]年 | 高利貸借替          | 4,500,000  | (45) 38             | (50) 43              | 勸農産拓債        | 全国           |
|             | 肥料及養蚕応急        | 40,000,000 | (45) 39             | (50) 44              | 同            | 同            |
|             | 農村関係元利支払       | 45,257,000 | —                   | —                    | 道府県勸農産拓債     | 同            |
| 昭和8 [1933]年 | 農業倉庫建設         | 860,000    | (42) 32             | (48) 32              | 産債           | 同            |
|             | 産業組合金融融通       | 25,000,000 | (56) 43             | (81) 49              | 畜債           | 同            |
|             | 米穀及肥料応急        | 30,000,000 | (35)                | (41)                 | 勸農産拓債        | 同            |
|             | 水害並凶作救済        | 30,000,000 | (32)                | (39)                 | 勸産拓債         | 北海道、青森       |
|             | 風水害救済          | 1,000,000  | (32)                | (32) 39              | 県債勸道府県債      | 静岡外5府県       |
|             | 農業倉庫建設         | 860,000    | (32)                | (39)                 | 産債           | 同            |
|             | 農村反中小商工業関係元利支払 | 17,000,000 | —                   | —                    | 道府県債、勸農産拓債   | 同            |
|             | 高利債借替          | 4,500,000  | (38)                | (44)                 | 道府県市町村、勸農産拓債 | 同            |
|             | 三陸地方震災復旧       | 5,600,000  | (32)                | (32) 29              | 道府県市町村、勸農産拓債 | 岩手、宮城、青森、北海道 |
|             | 養蚕応急           | 20,000,000 | (35)                | (41)                 | 貸付金          | 同            |
|             | 小麦貯蔵           | 8,000,000  | (35)                | (41)                 | 同            | 同            |
| 高利債借替       | 4,500,000      | (38)       | (44)                | 道府県市町村、勸農産拓債         | 同            |              |
| 米穀応急        | 30,000,000     | (35)       | (41)                | 勸農拓中金、貸付金            | 同            |              |

中小企業の組織化原理と組合活動（４）（寺岡）

| 年度          | 資金種別           | 供給額(円)     | 預金部<br>融通利率<br>(分厘) | 経済機関<br>貸付利率<br>(分厘) | 引受債券         | 供給府県   |
|-------------|----------------|------------|---------------------|----------------------|--------------|--------|
| 昭和9[1934]年  | 肥料応急           | 25,000,000 | (35)                | (41)                 | 同            | 青森外23県 |
|             | 旱害救済           | 3,785,000  | (32)                | (39)                 | 府県市町村債、勸農産拓債 | 全国     |
|             | 籾貯蔵            | 60,000,000 | (35)                | (41)                 | 勸農拓中金、貸付金    | 同      |
|             | 農業倉庫建設         | 475,000    | (32)                | (39)                 | 産債           | 同      |
|             | 農村及中小商工業関係元利支払 | 12,233,000 | —                   | —                    | 道府県債、勸農産拓債   | 同      |
|             | 籾貯蔵倉庫建設        | 3,000,000  | (32)                | (39)                 | 市町村債、勸農産村債   | 同      |
|             | 肥料資金           | 10,000,000 | (35)                | (41)                 | 勸業産拓債        | 同      |
|             | 養蚕応急           | 30,000,000 | (35)                | (41)                 | 同            | 同      |
|             | 小麦応急           | 8,000,000  | (35)                | (41)                 | 同            | 同      |
|             | 高利債借替          | 3,000,000  | (38)9               | (44)                 | 同            | 同      |
| 昭和10[1935]年 | 昭和9年度災害関係      | 22,050,000 | (32)                | (39)                 | 府県債、勸農産拓債    | 同      |
|             | 米穀応急           | 30,000,000 | (35)                | (41)                 | 勸農産拓債        | 同      |
|             | 産業組合金融融通       | 25,000,000 | (46)                | (52) 49              | 産債           | 同      |
|             | 昭和9年度災害関係      | 10,350,000 | (32)                | (39)                 | 府県債、勸農産債     | 同      |
|             | 養蚕応急           | 20,000,000 | (35)                | (41)                 | 勸農産債         | 同      |
|             | 肥料応急           | 10,000,000 | (35)                | (41)                 | 同            | 同      |
|             | 高利債借替          | 7,000,000  | (38) 36             | (44) 42              | 同            | 同      |
|             | 長期借替           | 38,000,000 | —                   | —                    | 道府県市町村、勸農産拓債 | 同      |
|             | 昭和10年度災害関係     | 12,000,000 | (39)                | (39)                 | 同            | 同      |
|             | 養蚕応急           | 10,000,000 | (41)                | (41)                 | 勸農産拓債        | 同      |
| 昭和11[1936]年 | 昭和9・10年度災害関係   | 5,000,000  | —                   | (39)                 | 府県債、勸農産債     | 同      |
|             | 農村経済更生         | 4,500,000  | (39)                | (42)9                | 町村債、水利組合債、勸農 | 同      |
|             | 高利債借替          | 4,000,000  | (39)                | (41)                 | 勸農産拓債        | 同      |
|             | 肥料応急           | 10,000,000 | (36)                | (41)                 | 勸農拓中金、貸付金    | 同      |
|             | 養蚕応急           | 8,000,000  | (35)                | (41)                 | 同            | 同      |
|             | 肥料応急           | 5,000,000  | (35)                | (41)                 | 同            | 同      |

小平自身は農林省が提案した「産業組合自治監査法案」を取り上げている。同法案は産業組合の連合体が監査委員を設置して、監査委員に全国の産業組合及び同連合会を監査させる制度である。結局のところ、第70議会で同法案は審議未了となった。なお、英国についてはすこしふれたが、ドイツの産業組合の監査制度については2年毎に1回程度の内部組織や業務組織の監査を組合員以外の専門監査員の監査を受けることを義務付けしている。監査員は監査連合に属する。他方、小平はあるべき検査については「英吉利の検査制度の如き方法を採用することは出来ない。

又独逸検査連合会の監査員の監査を原則とすることもできない<sup>62)</sup>と述べつつ、「国家の検査、監査連合会の監査、監事の検査及び司法官の発動と相俟って、組合運営の適正を帰することが出来ると信じる<sup>63)</sup>と指摘する。

最後に、小平は産業組合関係者の「精神」を強調している。この精神とは「産業組合に於て我が人生観を徹底し、産業組合に依りて我が村を更生し、産業組合を以て君国に奉ずる精神を云ふ<sup>64)</sup>とされる。こうした精神の養成には、普通の学校や農学校でなく、農民道場と同様に産業組合道場で行うべきとされ、産業組合精神をもって清廉潔白の人物の養成が重要視されている。

## 注

- 1) 小平権一（明治17[1884]年～昭和51[1976]年）。長野県生れ。東京帝国大学農科大学、同法科大学卒業。農商務省に入り、石黒忠篤とともに小作立法に取り組み、大正11[1922]年に産業組合の所管部署である農務課長に就任し、産業組合中央金庫の設立に取り組んだ。『産業組合金融』執筆時は経済更生部長であり、農村不況問題に取り組み、産業組合を重視する農山漁村経済更生運動を指導した。昭和13[1938]年に農林次官に就任。退官後は中央農業会副会長、全国農業会副会長をつとめた。戦後は公職追放を受けたが、公職追放解除後は農林中央金庫監事などに就任した。著書多数。なお、農林省蚕糸局長時代の『農業金融論』で東京帝大から農学博士の学位を授与された。
- 2) 小平権一『産業組合金融』（上）、高陽書院、昭和11年、3～4頁。
- 3) 同上、4～5頁。
- 4) 同上、6～7頁。
- 5) 同上、9頁。
- 6) 同上、10～11頁。
- 7) 同上、11頁。
- 8) 同上、12頁。
- 9) 同上、13頁。
- 10) 同上、62頁。
- 11) 同上、64頁。
- 12) 同上、82～83頁。
- 13) 同上、104～105頁。
- 14) 同上、105～106頁。
- 15) 同上、106頁。
- 16) 同上、107～108頁。

- 17) 同上、108頁。
- 18) 同上、109頁。
- 19) 同上、111～120頁。
- 20) 同上、123～124頁。
- 21) 同上、131～132頁。
- 22) 同上、136～137頁。
- 23) 同上、138～139頁。
- 24) 同上、139～141頁。
- 25) 同上、147頁。
- 26) 同上、152頁。
- 27) 同上、153頁。
- 28) 同上。
- 29) 同上。
- 30) 同上、154頁。
- 31) 同上、158頁。
- 32) 同上、167頁。
- 33) 同上、182頁。
- 34) 同上、183～184頁。
- 35) 同上、183頁。
- 36) 同上、186頁。
- 37) 同上、206頁。
- 38) 同上、228頁。
- 39) 同上、313～314頁。
- 40) 同上、318頁。
- 41) 同上、319頁。
- 42) 同上、320～321頁。
- 43) 小平権一『産業組合金融』（下）高陽書院、昭和12年、4頁。
- 44) 同上、9頁。
- 45) 同上、13頁。
- 46) 同上、27～28頁。
- 47) 同上、49頁。
- 48) 同上、52～53頁。
- 49) 同上、104～108頁。

- 50) 同上、111～113頁。
- 51) 同上、224頁。
- 52) 同上、253頁。
- 53) 同上、256頁。
- 54) 同上、257頁。
- 55) 同上、263頁。
- 56) 同上、265頁。
- 57) 同上、270頁。
- 58) 同上、271～272頁。
- 59) 同上、274頁。
- 60) 同上、284頁。
- 61) 同上、296頁。
- 62) 同上、320頁。
- 63) 同上。
- 64) 同上、350頁。

### 3. 産業組合の問題と課題

前章において産業組合のわが国における歴史的展開、昭和前期までの産業組合の存立状況そして問題点を概括してきた。最後に産業組合の問題点と課題を近藤康男『協同組合原論』<sup>1)</sup>を中心に探っておこう。近藤は同書の初版で、当時のわが国産業組合、特に農村組合での現状を強く意識しつつ、その課題をつぎのように提示している。

「協同組合は資本主義経済に代る新しい社会経済運動組織を生み出すものであるといふ所詮産業組合主義は一つの標語としてしか響かない。何故なら現実の運動がそれによって導かれていないからである。例へば政府からの補助金によって刺激された産業組合拡充五ヶ年計画も単なる事業倍化計画に過ぎない。……協同組合は、資本主義社会の生産が社会的生産であるのに私的生産として行はれ、殊に労働者の消費生活、小独立生産者の生産に於て無組織的であることが要求しているところの新しい流通組織である。……流通過程の合理化を実現するに当って、古い商業組織がその障碍となるは勿論であるが農村の協同組合に関しては地主的・保守的要素がその内部に於て一つの重大な障碍となる。農村協同組合運動を土地の問題と切り離して考へることは許されない」<sup>2)</sup>。

では、資本主義社会において協同組合組織とはいかなるものであるのか。この点について、近藤は「労働者及び小独立生産者の接触する流通組織を合理化するための、自主的な組織である」<sup>3)</sup>と指摘する。近藤は同書の第一篇でまず「協同組合の本質」を理論的に取り上げ、第二編でわが国の当時の農業問題と協同組合との関係について言及した。近藤自身は「産業組合」という用語でなく、「協同組合」という用語に拘泥する。この理由については、「産業組合という言葉は我国の実際において用ひ慣らされているけれども、この運動を理論的に、客観的に、従って世界的に考察する場合には適当ではない。本書では産業組合といふ言葉は我国の産業組合法による産業組合に限って用ひ、各種の消費組合、農村協同組合を包括する概念として協同組合なる言葉を用ひた」<sup>4)</sup>としている。

近藤は資本制生産の下で協同組合を組織する中小独立生産者—「上限は小資本家とも称すべきものから、その下限は賃労働者より劣弱な経済を営んでいる手工業者・小作農民に達するもの」<sup>5)</sup>—がどのような存立を示すかに関心を寄せる。こうした中小業者が、報徳社や講のような「中世的なもの」と区別されて近代的な協同組合を組織するのは何故であるのか。近藤はこの点について、それは「産業資本との関係」においてとらえるべきであり、中小業者と組合との相互補完関係は「商業利潤の節約にある」<sup>6)</sup>と指摘する。その理由についてはつぎのように説明される。

「小独立生産者の生産従って消費の非組織性は、その生産諸条件における変革なしには根本的に揚棄し得ざるものであるが、彼等の協同的組織は流通過程に於ける改善を彼等のために齎す可能性があるからである。かかる組織によって、彼等は商業資本化との取引—独立小生産者の単純商品生産とは究極に於て彼等の資本家との取引であって、その生産物販売、原料購入、必要なる貨幣の借入等々はこれである—に於て中間商業を直接生産者自身の手に組織化することによって商業利潤を低下し、就中無組織なる流通が一般である場合による所の商人や高利貸しを排除することが可能となる。独立小生産者の協同組合の関与するところも主として商業利潤である」<sup>7)</sup>。

そして、こうした協同組合は資本主義社会では「被圧迫階級の組織であるのみでなく、それは資本の一定段階の発展に応じた存在であるということである」<sup>8)</sup>と指摘され、ドイツのライフアイゼン式協同組合の事例が紹介され、日清戦争後に産業組合法によって協同組合制度が求められたのも、日本経済の産業資本主義的段階への移行がその背景にあったと近藤は解釈する。

他方、昭和に入ってから産業組合運動のイデオロギーについては、近藤自身は「金融独占資本」に関連して紹介しつつ、「協同組合の限界は畢竟それが協同組合の限界の外にある。何故ならかかる対立からの解放は生産関係の根本的な改訂を意味するのに、協同組合である限りその構成員の生産関係をそのまま反映しこそすれ、新しい別個の生産関係を生み出す力、因子、を有しないからである」<sup>9)</sup>と生産関係を強調する。協同組合の役割については、欧州諸国の研究者の諸説を紹介しつつ、産業的協同組合と小経済的協同組合について総括される。

いずれの形態にせよ、こうした協同組合に求められるのは既述のように商業利潤の「節約」であって、日本において消費組合の意味は「労働者、農民の経済的地位が低く、商業が商業資本といふよりは、商人によるものが多い場合に於ては、協同組合の活動すべき範囲は広い。所謂反産運動として起こった問題は、肥料商から、烽火があげられて、各種の雑貨に及び、日本商工会議所の問題となったけれども、我国の産業資本家は産業組合の発達を必ずしも嫌はず、むしろ歓迎する傾きのあったことは、人のよく知るところであって、凡てこれ協同組合の商業利潤低下に関する能力から来ている」<sup>10)</sup>と近藤は分析している。要するに、「消費組合は、一方に於て労働者の経済的地位をそれだけ高く保つための組織であるけれども、他方に於ては商業利潤の低減するだけ産業資本に対する利潤率を高く作用こそ有すれ、之を消滅する力を有するものではあり得ない」<sup>11)</sup>とされる。

消費組合の欧州諸国における歴史をみれば、それは「利潤率と労賃率の争ひたる労働組合の運動である」<sup>12)</sup>と紹介され、1910年にデンマークで開催された国際社会主義大会（第二インターナショナル）では、協同組合運動と社会主義運動との関係が取り上げられた経緯もある。この大会では、その社会主義的運動面を強調するロシアなどや、むしろ、その中立性を求めるドイツやフランスとの対立もあった。近藤自身は、欧州での論議にふれたあとで、日本については「純粹の労働者の消費組合の発達が遅れ、労働組合も極度に圧迫されていたために、かかる問題は協同組合の文献には多く現れていないけれども、代議士選挙、労働争議等に於て消費組合がその兵站部となった場合がすくなくないやうである」<sup>13)</sup>とみた。

他方、生産者組合についてみると、近藤は「手工業者、農民等の小独立生産者の協同組合は消費組合よりも更に保守的であって、一般に小市民的であるのみならず、益々封建的關係の保存場所とされている」<sup>14)</sup>と手厳しい。この背景については、組合員それぞれが独立生産者や商品生産者であり、その協同組合の運営においてそれぞれの経営観を持ち込みやすいことがあり、「彼等がその個人的経済に於ける儲けをなすための一つの手段として協同組合を作用せしめるといふ特徴を顕著にし、組合員の独自性が強く反映し、彼等の生産に於ける無組織性が露出している場合が多い」<sup>15)</sup>とその特徴が指摘される。近藤は、こうした「手工業者」を「公衆相手の販売をなすといふ点に於ては資本家の企業と異なるところはない」<sup>16)</sup>としつつも、事実上の「勤労者」と同一視している。では、欧州ではどうなのか。つぎのように指摘される。

「欧州に於て生産者組合は、産業革命の結果労働手段を奪はれた手工業者が、賃金労働者として搾取されることを防ぐために起こったものである。初期の社会運動に於ては、純粹のプロレタリアの発達が未だであったため、かかるものを対象とせざるべからざる情勢が多く、英仏等に於て顕著な運動となったが、これはそれ自体が一つの労働貴族的運動となり、消費組合との提携に際しても、生産者組合が全く生産者の利己的見地に立って自由を主張し、利益追求を事とするため、生産者組合は消費組合と相容れざる問題を惹起した。のみならず近代工業の発達



によって手工業者の存在の基礎が失はれるに従って、かかる協同組合も多くは失敗に帰した運動であった。』<sup>17)</sup>

この意味では、生産者組合はその構成員である小生産者の社会的意識とその社会的階層性によって日本のみならず、欧州諸国にも共通する課題があるともいえよう。生産者組合の限界について、近藤は欧州諸国での経緯と現状を踏まえて、「協同組合運動には一定の限界があるといふことである。たとへ消費組合の生産（生産組合）が発展し、又は生産者組合（労働者生産組合）が勃興し、繁栄することがあっても、それによって直ちに資本主義組織が覆へると考えることができないといふことである。１．生産者組合（労働者生産組合）は、資本主義社会で主要且つ決定的でない生産諸領域でのみ形成されて発達し得るし、して来た。このことは産業資本の時代から金融資本の時代に入って更に著しい。２．成長しすぎた消費組合（生産組合）は、雇用労働を使用する企業、即ち小資本家的企業に転化する危険がある。生産者組合は消費組合以上にこの機関が大である』<sup>18)</sup>と指摘する。農業経済学者の近藤は、生産者組合の性格を農村の協同組合にも見出している。

以上はいわば経済関係における協同組合についてであるが、近藤は「政治過程における協同組合」についても一章を割いている。すなわち、「このデモクラチックなる組織たるや、流過程に於ける組織化に過ぎず、その形態に於いて万葉であり、その経済機能に於て今日の資本主義経済の頗る表面的部分に触れるものであって、基礎的關係に於ける無組織性は之を打ち破るべくもない』<sup>19)</sup>という指摘は、このまま政治的過程にも当てはまるとされ、「協同組合運動のかかる経済的性質は、その政治過程表現に於いても運動の原則について括弧たるものを示さないという特徴となっている。消費組合は労働者の運動であるにも拘らず、政治的には常に社会民主主義、社会主義、共産主義等を掲げず、政治的並びに階級的中立を標榜することが多く、一つの独立した純粹に経済的な運動としてその存在理由を主張することが強かった』<sup>20)</sup>と欧州諸国の傾向が紹介される。

これらが都市における特徴であるのに対して、農村においては「農業者の協同組合に於ては、かかる意味における政治的中立すら問題にならず、むしろ旧く開け、農民を国内に維持しなくてはならない如き情勢の下にある国に於ては、協同組織を如何にして農民の間に導入し、活動せしむるかにつき国家的援助を与へることが中心の問題であった。この場合に於ては協同組合は政治的権力によって、その本来のデモクラチックなものから屢々著しく湾曲せしめられるを普通とする』<sup>21)</sup>と指摘されるとともに、これが日本のみならず欧州のフランス、イタリア、ドイツなどにも共通するとされる。協同組合の中立性ということに関しては、ロッチデールの消費者組合以来の伝統的な考え方であるが、日本においてはどうであったのか。近藤は次のように述べる。

「我国に於ても、大正15年関東消費組合連盟の大会に際しては『我等は諸他の無産階級の運動と相提携して目的の実現を期す』と言って無産党、労働組合、消費組合が三位一体をなしていた時代のあったことを推知せしめるけれども、多くの消費組合は資本家によって公認された組

合であって、所謂経済的活動に専ら極限して居り、純粋な労働者消費組合も、その後はこの分離の傾向が著しい<sup>22)</sup>。

歴史的には、農村的産業組合は相互扶助的な役割には限界があったし、また、日本における農地問題の解決方向として小作組合制度も導入されたが、政治運動にまで昇華したとはいいがたい。この意味では、「産業組合という声はあってもその力が弱い。これらは我国の協同組合運動が本来純粋に民主的な組織ではなくて、官僚的なものであることから特に影響されていることを示すものであるが、一般に組合運動の性質から来る中立性の発露ともみなくてはならない<sup>23)</sup>」と近藤はとらえつつ、協同組合が政治運動と有機的に結合しにくいのは「協同組合そのものの経済的関連が、利潤一般を問題とせず、僅かに商業資本の一部を問題にするに過ぎない<sup>24)</sup>」ことに主要因を求めるとともに、わが国固有の特徴としてその「官僚的哺育」を挙げている。

この官僚的体質は「後進資本主義国に於て一般に顕著に認められるところである。……後進国に於ける小生産者、就中農民の協同組合に関して問題となる<sup>25)</sup>」とした上で、とりわけ、わが国の特殊事情として「中央機関の統一的、国家主義的色彩として現はれる。例へば産業組合中央会が法律によって規定されるには当り（明治42年）特に注意される点が二つあった。ひとつは産業組合中央会を通じて全国を一個とするとしたこと。二つは中央会はその本来の仕事以外に、産業組合の事業の一部、即ち購買組合及生産組合の事業を行ふことが出来ることとし、将来全購連を予想していたことである<sup>26)</sup>」と指摘された。その後、大正デモクラシーに呼応してやや民主的な動きもみられたとされるが、昭和恐慌などを経て日本経済の統制色が強まるにつれ、産業組合もまた統制色を帯びていくことになる。とりわけ、統制色を強めることで農村経済の建て直しを意図した「産業組合拡充5ヵ年計画」への近藤の批判は厳しい。すなわち、

「昔、ロッチデールの開拓者は、長い準備と試練とを経て成功した。天は自ら助くるものを助くといふ教義を実現したものは彼等であった。自由と協同とは彼等の組合の経営に於て初めて確実に存在し得た。協同組合デモクラシーはその基礎を有していた。今、我国でみられるものはそれと異なる。地方長官は僅か一、二週間の間十数個の産業組合の設立に許可を与へて、管内の補助金受領組合や低利資金借受組合を完備する。町村の行政区域と農村の現実の経済関係とが一致しない場合あるを無視して一町村一組合主義が強行される。どこに農民自身の思想があり得ようか、どこに知恵を働かすべき余地が残っていようか。そこには天は自ら助くるものを助くといった余地が残っていようか。そこには天は自ら助くるものを助くといった資本主義的発達期の思想とは全く反対の思想が支配する。国家資本主義による協同組合デモクラシーの圧殺、これが現代の郷土組合運動の特徴である<sup>27)</sup>。

近藤はこの拡充計画の特徴を次のように整理している。

- 1) 国家統制と流通問題－「この計画は、一面に於ては打倒商人運動であって、今日商人が価値法則の破壊者として作用しているのを排除し、商業機能を小独立生産者が自己の手に奪

はんとするに他ならない」<sup>28)</sup>。

2) 産業組合の統制化—「国家の援助による流通組織の編成替へは、産業組合組織全体を益々官僚的となし、国家資本主義の一構成分子たらしめるものである。……中央および地方の産業組合連合機関は国によって強く作用される」<sup>29)</sup> ことになる。

このあと、近藤は各国における協同組合の特徴を簡単に紹介したあと、近藤は日本経済を「半封建的残滓を有する農民経済の半奴隸的關係、……この基礎の上に立つところの国家資本主義的色彩を濃厚に有する経済によって、国際的争覇戦に遅れた弱点を補っている点にある。このことは一面からみれば、工業の發育不足、軽工業第一主義、商業中心の国民経済の成立であり、又農民経済分野の不充分、国内市場及低労賃労働の供源としての農民維持の必要である。……かかる経済關係は我国協同組合を官僚的にして且つ専ら農村的ならしめている」<sup>30)</sup>と指摘した上で、日本の協同組合運動の特徴を「信用組合第一主義」と位置づける。

近藤が信用組合第一主義と位置づけるのは、明治期を通じて高利貸しによる農村金融の悪化によって農村における健全な信用制度の普及が重要な政策課題であり、明治31年の農商務省の調査結果を引用した第12表によって信用組合と販売組合が当時多かったことが理解される。反面、消費組合については不振であった。この理由について、「その経済的理由は、我国に於ける工業労働者の数の不足といふことではなくて、半封建的農民経済を背後に有して労働条件が劣悪であること、殊に主要な繊維工業労働者が婦人労働者からなり、嫁入り支度や家計の補助として労賃をみることが世紀のプロレタリアートの地位をも著しく下げる作用を有している。従って日清日露戦役に生れた僅かの消費組合も、純粹の賃労働者のそれは失敗し（労働者、平民社）むしろやや高級の俸給生活者を中心とするものや、官庁直屬のものが主となり、それも本来の消費組合の理解の上に立つものでなく、単なる廉買機関であった。兎に角消費組合の發育不全は我国協同組合運動の一つの特徴である」<sup>31)</sup>と指摘された。

第12表 わが国の産業組合（明治31年農商務省調査）

| 組合の種類 | 組合数 | 組合員数   | 財産（円）   |
|-------|-----|--------|---------|
| 信用組合  | 144 | 21,654 | 922,396 |
| 購買組合  | 39  | 8,733  | 3,016   |
| 製産組合  | 14  | 1,068  | 2,000   |
| 使用組合  | 8   | 352    | —       |
| 販売組合  | 141 | 32,561 | 40,729  |
| 合計    | 346 | 64,368 | 968,141 |

ここでの近藤の基本的な視点は、わが国における産業組合育成が必ずしも消費組合の成長に結びつかなかったことが「元来産業組合法立法の趣旨は社会運動の抑止であり、自由主義がこの運動の伝統であった。然るに歴史の発展は社会運動を発展せしめ、この運動内にその伝統と異なる消費組合が芽生えた。……けれども農村組合を中心とする従来の産業組合と消費組合とが、容易に握手すると考へてよいだろうか。……とはいへこの両者の対立は、農民が独立小生産者であり、商品販売者である限りは消滅し去るものではない。蓋し両者において非資本主義の内容が同一ではないからである。私はここに資本主義下の協同組合の能力の限界をみる。将来農村組合と都市消費組合と手を握る事ありとせば、配給の国家的統制といふ強制の下に於てでなくては不可能であろう」<sup>32)</sup> という点にあった。

近藤自身はわが国における消費組合の發育不全の証左として第13表に掲げた数字を示している。農業者の相対的比重は低下しているものの、わが国消費組合の主流は農業者である構造に大きな変化がみられず、都市部の商工業に従事する人は商業において増加がみられるものの、消費組合の主流にはなっていない。では、この間の産業組合法の改正はどうであったのか。それを整理しておこう。

- ア) 明治39年改正—信用組合の事業組合兼営の許可。組合員総数500人以上の大組合に対しては総大会の開催、脱退者への持分払い戻しを年度末以前においても可能とさせた。
- イ) 明治42年改正—産業組合連合会の許可。購買組合による加工事業、信用組合の予約加入を承認。
- ウ) 大正6年改正—産業組合の事業拡大を承認。市街地信用組合制度の導入。信用組合の業務拡大—組合員家族貯金、公共団体預金の取り扱いなど—。信用組合連合会の業務拡大など。
- エ) 大正10年改正—購買組合・連合会の自己生産承認。生産組合を利用組合と改め、消費生活に必要な設備利用—住宅、水道事業、病院など—を許可。組合連合会を許可。

第13表 わが国消費組合の産業別組合員構成比

| 年     | 農 林   | 工 業  | 商 業   | 水 産  | その他   |
|-------|-------|------|-------|------|-------|
| 明治43年 | 82.0% | 4.0% | 6.4%  | 1.7% | 5.9%  |
| 大正3年  | 82.3% | 3.8% | 6.7%  | 1.9% | 5.3%  |
| 7年    | 81.8% | 4.1% | 6.9%  | 1.6% | 5.6%  |
| 11年   | 78.0% | 4.3% | 8.3%  | 1.7% | 7.7%  |
| 昭和元年  | 73.5% | 4.8% | 10.5% | 1.8% | 9.4%  |
| 5年    | 72.4% | 4.9% | 11.2% | 1.8% | 9.7%  |
| 7年    | 71.0% | 4.9% | 11.4% | 1.9% | 10.8% |

オ）大正15年改正一農業倉庫においては連合農業倉庫を許可。利用組合の員外利用を承認。

カ）昭和8年改正一農村の困窮などを背景に小組合などの団体加入を承認。有限責任制度の承認。

こうした改正についての近藤の見方は、従来の信用組合第一主義からの変化であるとする。すなわち、「我国農村産業組合がその発生の当初に於て、信用組合に重点が置かれていたのが、近年に於ては、販売購買事業へその重点を動かしつつあること。……広範な範囲に互る販売購買事業が重要であり、信用事業も従来の貸付でなく、かかる取引に付随する竜信用の重要さが加はりつつあると言ふことができる」<sup>33)</sup> というのが一つめの点である。二つめが「連合組織、殊に全国的連合会の近年の発達。これは国家による協同組合運動の援助と深く関連している。……中金は政府の農村資金取扱所化している。……これらの傾向は、世界的にみても協同組合の一般的傾向でもあるだろうが、その達している段階は、我國民經濟の中に於ける農村の状態と照応するものである」<sup>34)</sup> という点であり、そして当時のとりわけ深刻であったわが国の農村經濟の狀況が反映されていたことはいうまでもない。なお、近藤は満州における協同組合にも言及している。参考までに紹介しておこう。近藤は「満州には一般に協同組合が存在していない」とした上で、協同組合という「デモクラチック」な組織は「封建財閥、地主、商人という三位一体による封建的支配関係が続く限り、農民の内部から……自然発生的に生れない」<sup>35)</sup> と指摘する。このあと、国際比較ということで、中国、イタリア、ソ連での協同組合の現状について取り上げている。

イタリアについてみれば、近藤はイタリア經濟が人口の55%が農民である農業国であり、工業人口は15%であるが、それは繊維など軽工業分野が主である。そして、農業構造についてみれば、小作人や農業労働者が農村の過剰人口を形成しており、「かかる状態は、協同組合の発達を自然発生的ならしめずして、国家主義的に、否、近代国家形成上の一過程として発達せしめられた。この点日本に類似している」<sup>36)</sup> と指摘される。近藤はイタリアの協同組合の特徴をいくつか指摘している。①まずは、都市の消費組合、庶民銀行が英国—1861年のロッチデール型組合—やドイツ—ライファイゼン型やシュルツ型の信用組合—のものが移入されたこと、②政治的色彩が強いこと—当時においては、ファシスト政府との関係—などの点である。後者については、「かくして今日の伊太利の協同組合に於ては、デモクラシーは完全に圧殺されていると言い得るのであるが、ファシストの攻撃の向けられているのである。農村協同組合（カトリック協同組合中央会は農村に基礎を有していた）は、小独立生産者のイデオロギーが支配的であって、躊躇なくファシヨ政府を承認し、ファシストを幹部に選挙して、比較的平穩にこの政治的変革に順応した。一般に協同組合が現実に齎らすところの商業利潤の節約、商業の合理化による現実的利益は、ファシスト政府も認めるところのものであり、然る目的の範囲に於ては、協同組合は、組合員の開放、出資の制限、一人一票等々の民主主義原則を有し得ることをファシスト治下の協同組合は証明している。伊太利は協同組合の適応性と柔軟性を最もよく示している」<sup>37)</sup> ととらえられた。

ソ連については、近藤自身かなりのページを割いて紹介している。ソ連の協同組合は「協同組合がそれ自身の固定せる原則を有せず、社会の経済的情勢、社会組織の異なるに従って、その形態や機能を異にすることを示すよい例」<sup>38)</sup>と指摘されている。ソ連についてロシア革命以前に協同組合—モスクワ・ナロウドニ・バンクーがみられたが、それは純粹に協同組合的なものではなく、「プロシア中央金庫流の政府の氣息の多くかかったもの」<sup>39)</sup>であり、「ボルシェビキ」により革命の後には、「メンシェビキによって支持された自由主義的、中立的、独立的協同組合は資本主義の生産物であって、資本主義の否定と共に否定されるべきもの……独立せる協同組合は認めることは出来ない。けれどもロシアの状態は協同組合を改造して、社会主義経済の確立に利用することが必要であった」<sup>40)</sup>と指摘された。近藤はこうした動きを詳細に紹介している。

1921年4月には、協同組合組合員の国民悉皆制が導入されたが、これについては「国家資本主義から社会主義への推移という点からみる時は私人商人よりも消費組合の方がプラスであるからである。……1923年末からの私人資本に対する国家資本の攻撃が行われた。国营商業及び協同組合のために市場を奪取すること、そして私人資本、ことに卸売商を排除することを任務としたところの国内商業人民委員部が設けられた。……協同組合は今日共産主義がそれによって私人商業資本を打倒するところの手段である。農民が道具や馬や機械を要する場合に農村の許に行かないで信用供与者としての国家に向はしめるために協同組合には信用政策、租税、国营工業との関係等に於て各種の特権が与へられている。その結果私人商業の著しい後退が認められた」<sup>41)</sup>と解釈された。

他方、農業協同組合は農業の集団化に向けられることとなる。近藤はこの点について、「ロシアに於ける集団農場は、土地固有の前提の下に於ける、生産手段の生産部門に於ける生産力発達の結果齎らされたものであって、農業部門の古い生産様式下の低い生産力から、この組織化によってその飛躍的な増進が行われるのである。……このことは資本主義体制の下に於ける協同組合、殊に生産者組合が個人的所有と生産過程に於ける大経営の有利性との妥協方法であることをよく示す」<sup>42)</sup>とした上で、「今日農業協同組合が認められているのは、農民達の経済的關係を社会主義経済へ引き寄せる経済政策としてにすぎない」<sup>43)</sup>と指摘された。信用組合に関しても国家主導であった。近藤はソ連における協同組合の本質をつぎのように総括する。

「デモクラシーは茲では完全に破壊され、独立の存在としての協同組合は最早ない。それはいはば行政組織の一部を構成し、資本主義社会に於ける意味の自由を有った人間の協同組合ではない。正確には協同組合と異なる名を以て呼ばるべき組織があるのみである」<sup>44)</sup>。

近藤は協同組合の理論的本質論、各国における協同組合の歴史的経緯と現状にふれた後で、わが国の農業問題と協同組合について分析を進める。同書の発行時期はわが国の農村不況が深刻であり、とりわけ農家の負債問題が大きな政策課題となっていた時期である。これを反映して、近藤は農村の金融問題をまず取り上げる。これはいうまでもなく、農業信用のあり方に密接な関係

をもつ。つまり、それは土地信用に大きく依存したものであった。この土地自体をもたない小作農家にとっては、あるいは、土地を失いつつあった自作農家にとって個人信用が困難であったことはいうまでもない。当時の農村金融をめぐるも問題は、近藤も指摘するように、「農村に莫大な資本が余っていて而も同時に不足しているといふ矛盾」であった。近藤は第14表の数字を示した上で、「信用組合は貸付金よりも貯金が多くなり、従って次第に多くの余裕金を抱き、銀行への預け金、有価証券の所有が一般に多くなった」<sup>45)</sup>と分析している。

ただし、これは大正6年と8年の傾向であって、昭和に入ってから政府からの農業低利資金が供与され貸付金の増加につながっている。とはいえ、大正期の信用組合の「貯金組合化」は注目される。この点について、近藤は「余裕金は絶対的剰余ではない。……我国農村に於て生産される剰余の貨幣が、農村自身に於いては適当なる用途を発見し得ず、資本として中央経済界へと動員される実情を語るに過ぎない。この資本動員の裏には同時に農村に於ける資金欠乏が潜んでいることを看過してはならない」<sup>46)</sup>と指摘した。

この資金欠乏が大きな問題となり、政府もこれを看過できなくなったのは、金融恐慌そして昭和恐慌下である。近藤は産業組合5ヵ年計画書の推測結果を引用している。これによれば、調査組合数13,429のうち、「更生の見込みなきもの」は799組合、「経営困難なるも更生の見込みあるもの」は2,070組合、「目下困難なるも打開策を講じつつあるもの」は2,495組合、「経営に支障なきもの」は8,065組合とされている。信用組合への低利資金融通はこうしたことを背景にしていた。つまり、「政府からの低利資金供給といふ要素が組合金融に対して一つの重要項目になって貯金の減少に拘らず貸出の増大といふ減少を生むに至ったのである」<sup>47)</sup>。

農業金融の必要性は、農産物の都市への供給に伴う金融、農業用品の購入、加工設備などの整備などに関連する。つまり、商業的金融、農業生産・流通に必要な固定資本、そして負債整理に必要な金融である。にもかからわず、信用組合が保守的であるのは、「信用組合の内部構造に於ける保守性」<sup>48)</sup>があるためとされる。さらに、これには産業組合における階層性が反映されている。

第14表 わが国全国信用組合の貸付金及び貯金（100万円）

| 年    | 貸付金   | 年内貸付  | 年内償還  | 貯金  | 年内受入  | 年内払戻  |
|------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
| 大正2年 | 35    | 84    | 64    | 22  | 63    | 40    |
| 5年   | 67    | 123   | 67    | 43  | 105   | 62    |
| 6年   | 64    | 154   | 90    | 73  | 175   | 101   |
| 8年   | 130   | 452   | 204   | 152 | 410   | 257   |
| 14年  | 531   | 1,200 | 668   | 415 | 1,259 | 844   |
| 昭和3年 | 845   | 1,866 | 1,020 | 587 | 1,828 | 1,241 |
| 7年   | 1,017 | 1,970 | 954   | 568 | 1,742 | 1,172 |

たしかに組合員数からみれば、地主は少数にとどまるが、出資面ではその割合は高くなる。このことが地主層の発言権を高めるとともに、組合の役員層には「村の顔役」も多く、彼らは地主や自作農と重なる。近藤は「我国信用組合は人を離れて独立した組織とならず、ある特定の人の方によって維持される場合が多い。地主が組合長たる産業組合にデモクラシーは存在し難い。……信用組合が中農の組織である、いふ命題に多少の地主的、封建的といふ修飾を加へることを必要ならしめる。……とにかく農村産業組合には、安全第一、石橋をたたいて渡る主義が行き渡っている。右述の如き信用組合の内部構造はその貸付を保守的となさざるを得ないのである。細民には目もくれない。……小作人は信用組合を利用し難いといふ信用組合に対する批准は屢々耳にするところである。小作人はその金融機関として無尽、頼母子と商品信用とを信用組合以上に利用している……信用組合は対人信用を与へる相互組織である。農村信用組合の貸付の3分の2はこの無担保貸付である。にも拘らず小作人の如き貧農に対して十分の貸付が行われないのは、結局信用組合が物的保証を貸付の標準としているからである」<sup>49)</sup>と指摘する。

こうした問題の解決には単に国家機関の信用組合への資金供給だけではなく、組合に対するより根本的な農村の貧困問題解決への政策的対応が必要となる。近藤は組合の役割についてつぎのように述べる。

「組合の役員が努めなくてはならないことは、安全を旨とし、貧民に対する貸付を手控えることではなくて、彼等への貸付を彼等の労働の生産力を高めるが如く指導することによって積極的に安全化することである。そして高められた生産力は更に之を拡張する様用ひしめて他より奪はれざる様之を譲ることが必要である。私は信用組合が農村に於ける唯一の金融機関たることは急に実現しないであろうが、産業組合自身による組合員の経済調査、生産上の指導教育、否消費生活の指導までが、かかる意味に於いて価値をもつと思ふ」<sup>50)</sup>。

つまり、この指摘は組合の本来の機能の改善なくしては、「政府からの低利資金が、組合内有力者の高利貸資金を豊富にする結果に終わらないと誰が保証しようぞ」<sup>51)</sup>という危惧があるからである。近藤がもっとも重要視するのは保守性を保持し続ける組合内構造であることがここからも理解できよう。したがって、いわゆる「四種兼営問題」についても、組合の内部構造の変革なくしては画餅となることが強調される。組合が金融だけ(=信用組合)でなく、購買や販売などの事業をやるにしても、「信用組合が金貸組合から商業的組合へ転進するためには、組合の内部組織の組織更へを必要とする。信用組合が兼営事業を開始する場合に於ては、役員を改め、組合長と並ぶべき人物が専務理事などして事業に当ることがなければ、名義上の兼営組合も一つ睡眠組合となる。……従来信用組合による貸付、それも金員を交付する貸付から、産業組合の商業金融へ、即ち手形貸付、手形貸付といふ如きものへ変質するといふ方針である。このことが各産業組合に於て或る程度実現した暁には、信連、中金などに於ては、手形割引業務がその主要な業務



とならねばならない。産業組合拡充五ヶ年計画が、農業の商業化を行ふのに際して、最も大きな障害は、外からの反産運動ではなくて、組合内部の消極性ではなかろうか<sup>52)</sup> という指摘につながっている。

こうした保守性あるいは消極性は信用組合の固定設備への投資にも現れているとされる。小農者による個別の設備投資は困難であり、必然、それは共同的なものが有効となる。たとえば、農作物保管のための倉庫や加工設備への投資については組合としての取り組みが重要であるにもかかわらず、「遅々として進まない。然るに組合、又は連合会は多大の余裕金を有している。之を単に利鞘稼ぎのために預け金、有価証券にするか、又はこれらの事業への投資によって組合のチャンスの増加を図り、農業生産の有機的構成を高めるべく試みるか、といふ問題である<sup>53)</sup>」と指摘された。

しかしながら、販売組合についてみれば、米穀販売組合がなぜ成立してきたのか。この理由について、近藤は「米が単に農民の主要販売品たるのみならず、地主の販売品であるからである<sup>54)</sup>」と述べる。こうした米穀流通において商人よりも組合の力が強くなった背景がある。とはいえ、全国米穀販売購買組合連合会は昭和6年末になって組織されたのは、「米穀法による農業統制と密接な関係にある。事実全販連が昭和6年事業を開始して以来、着々とその事業は拡大され、今日に於ては、米穀のみならず、小麦、鶏卵等にまで及んでいるが、その要点は政府の米穀統制法運用と関連していた<sup>55)</sup>」といえよう。他方、養蚕の方はどうであったろうか。養蚕は比較的上層農家もあるが<sup>56)</sup>、農民の「生計補助的副業」ともなったものであった。前者が優位性をもったことは、資本の有機的構成が比較的に高く、貧農自身には直接手が出せないということ、と深く関連していた。また、養蚕の場合には養蚕組合が結成された。これは養蚕家が共同で製糸工場を設け、組合員の家族などを雇用して生産を行う形態であり、「土地所有において封建的色彩の比較的少ない地方に於てのみ組合製糸がよく発達した所以<sup>57)</sup>」である。しかしながら、日本の養蚕業は恐慌によって厳しい影響を蒙ることになる。近藤はつぎのようにこの影響を示す。

「昭和5年の生糸恐慌が我国養蚕業者に与へた意味は、一部地方によっては本業化せんとした養蚕経営を再び副業化し、……経済飼育へと発展した飼育法の簡素化が行はれ、労働量と桑の量を節約した結果、従来養蚕地方に特徴的であった労働者が姿を消し、農村の貧農部分から労働の機会を奪ひ、且つ耕地に対する需要増加は恐慌による地代の低下を阻止し、繭の生産費に於いて地代は相対的に重要さを加へ、繭恐慌をも（農業恐慌の他の部面と等しく）地代恐慌たる特色を帯びしめ、……貧農にとっては破局的作用をなし、……けれども中農階級は或ひは経済的飼育による労働節約、家族労働の強化により、主業としての養蚕を棄てて副業化することにより、自給自足経済へ退却することにより、……生き永らふべき新編成を見出した<sup>58)</sup>」。

昭和8年から始まった産業組合拡充5か年計画は、恐慌下で低迷する加入組合の生糸取扱額高

を米国に出張所を設けて、直接輸出によって倍増させることを狙っていたが、近藤自身はこれの実現可能性に対して批判的な見解を示した。すなわち、「現在の産業組合は一般に生繭の販売に関しては殆ど無関心と言ってよい。生繭の販売は養蚕家に任せて、売却代金の組合預入れを勧める位のものである。米穀販売組合が一般的発達をとげているにも拘らず、養蚕業者の為めのそれが（一部の組合製糸の発達を除き）進展していないのは、我国農村の機構に於て一方養蚕業が米作に対して副業的地位にあることと共に、他方現在の産業組合が米作者本位、地主本位、信用組合本位であることを語るものである」<sup>59)</sup> という指摘である。

つぎに、近藤もまた多くの論者が取り上げた反産運動を取り上げている。反産運動とは、具体的には肥料をめぐる農村購買組合に対する反対運動である。この問題は、「肥料商困窮の第一の原因は肥料消費高が激減したことであり、次には産業組合取扱額が相対的に増加した」ことにあったのだが、肥料商の困窮が産業組合の肥料の取扱いにあるとして、反対運動が展開された。この問題については、当時においても単に農村問題だけでなく、中小商業問題として論じられた。後者に関しては、産業組合の活動が中小商業者を圧迫させており、中小商業者保護論の見地から批判されたが、近藤はこの点については「多くの反産運動の理論家は、商業と商人を同一視し、商業と産業の区別を知らない。……殊に封建的商人の存在は封建地主と同じく資本主義全体にとっての大きな負担である。資本主義的生産の激化の結果、各方面の無駄を省くことを迫られた場合に、旧い小売商といふ費用の余計にかかる配給組織にかへるに消費組合又は農民の購買販売組合を以てするといふのは資本主義全体の維持の為に止むを得ざる処置と言はざるを得ない。……商人殊に前資本主義的商人の困窮の究極的原因是日本資本主義の建て直しの必要からである。反産運動の理論は社会経済的にみて支持しがたい」<sup>60)</sup> と指摘した。肥料商の厳しい存立状況は、産業組合との競争だけでなく、肥料そのものが従来の農業的生産物から工業的生産物へと変化しつつあったことにも起因していた。このことは、化学工業がこうした商業者を必要としない流通を求めていたともいえる。近藤は商人の前資本主義的な「搾取」が農村を一層貧困化しているのであって、産業組合、とりわけ購買組合の発達がここでは重要視される。

もちろん、産業組合の役割は購買活動だけにあるのではなく、すでに取り上げたように、「農村の工業化」にとって重要な役割を果たすべきであるとされる。すなわち、「農村の工業化が倉庫、製糸工場、農産物加工場、精米設備、肥料配合設備の如き流通部面に付随的な設備による農業の資本の有機的構成の高度化を意味する限り、産業組合の小農民経済に於て相当の働きをなし得るものであると言ってよいであろう」<sup>61)</sup> と近藤は指摘する。この点、農具利用のための農家小組合の発達の方が活発であったといえる。農村の工業化はこのほかにも、農村への工場立地による農村の工業化—近藤の表現では「資本家的工業の農村への移動」—という側面がある。この点については、近藤はつぎのように農村、信用組合の保守的体質を問題視する。

「信用組合の堅実第一主義的、保守的傾向は、言ふまでもなく、農村に於ける利子生活者的、

地主的、高利貸的層の利害関係を反映している。これらのものは、低き生産力と旧き経済秩序とを農村に於て永く維持せんと希ふものである。かかる関係上、田園工場の出現によって、農村の勤労農民が大量的に資本家との取引関係に入る場合にも何等積極的役割を引き受けようとしないのである。これは大きな損害である。農村工業化が農業自身の資本の高度化を意味し、産業組合がその直接的具現者となる場合にも、又農村の工業化が資本家的大工場の田園化を意味し、産業組合が労働協約の当事者となる場合にも、然る作用を果たすためには、産業組合の内部に於て、保守的要素が排除されることが第一に必要である」<sup>62)</sup>。

最後に、近藤は配給組織としての産業組合の役割を取り上げる。近藤は、産業組合を「社会化された生産を生れ易からしむるところの商業組織の形態」<sup>63)</sup>と位置づける。では、産業組合に先行した同業組合組織を取り上げる。この理由は、当時、配給の統制化が進展しつつあったことに関連する。すなわち、「今日最も多く行われている一商品一販売組織といふ統制的考へは同業組合の形態変化に過ぎないからである。同業組合は後れた状態の農業部門を急速に商品生産へ駆り立てるための強制的組織である。我国の生糸、茶、柑橘・・・テンポの遅い農民を、仲買人、問屋、加工業者等を通して輸出商業資本へ競争的に縛りつけるところの太い麻縄である。商品のために必要なる生産者との連絡機関であって、・・・この組合は全く商人的で、農業者自身の販売組織といふ意味は全くない。それは個々の農民の貧困と分散とを基礎条件としている」<sup>64)</sup>と指摘した上で、農民自身による従来の販売組織—たとえば、組合製糸、米穀販売組合—もまた同業組合的であるとし、「かかる商業組織は、生産過程を社会化することなしに商品化する力を有するが、資本主義的発展期に於て大いに有能であること何人も認めるところである」<sup>65)</sup>とされた。

しかしながら、産業組合の総合的配給機能の確立は当時の官僚統制化の傾向のなかでは、近藤はきわめて悲観的な見解を示している。これを担う組合員の構成によっても利害関係があり、組合による配給機能の確立は必ずしも容易なことではない。近藤は、当時、産業組合中央会が優良産業組合238について調査した結果を紹介している。これで見ると、これらの組合は農地10町以上をもつ富裕層に加え、1～3町といった小作層の比重が高い構成となっている。また、出資、役員などをみても、こうした「産業組合は自作農中心の組織と言ふ事が出来る。勿論販売事業は貯金額と共に、上層階級のための事業であることが比較的顕著である」<sup>66)</sup>特徴がみられ、すでに「産業組合の中央機関に於ける官僚化は己に相当な程度に於て進行している」<sup>67)</sup>現状では、「産業組合長の官選とまで行かなくとも、村長と同じく半官半民的となる日が来るのではないだろうか」<sup>68)</sup>と近藤は危惧を示している。産業組合そのものは中立的であるものの、日本においては、自主的・自立的・民主的組織としての発達の制約があることを近藤は見抜いている。すなわち、

「行政組織に於けるファッション化によって初めて、かの同業組合的販売組織が総合的な配給に席を譲り、今日の農民の自由主義的販売組織を国家的配給組織に移行せしめ、産業組合の町村事務の一部分に転化するであろう。・・・一方に於て国の産業組合支持には、限度がある。

何故なら過度なる統制的配給組織は、商人のみならず産業資本によっても排斥せられるからである。他方に於ては、農村産業組合は、農村に於ける根本的關係たる土地所有をそれ自身の活動に反映して、所謂デモクラシーの名に於て勤労農民の主要要素たる貧農を拒否し、信用組合中心主義、地主的経営、保守的経営の臭味を脱しきれず、国家統制的要求と力なき闘争を続けるであろう<sup>69)</sup>。

少なくとも、その後の展開においては国家統制は更に強化されていくことになったのは周知の事実であるが、戦後における農村の産業組合活動は、農地解放による土地制度の変更による小規模地主農家の創出によって、近藤の言うデモクラシー、自由主義もまた大きな変容を遂げていくことになる。なお、農業の国家統制と産業組合については、『産業組合全書』の第11巻で、高橋亀吉は『日本農業統制と産業組合』においてこの問題を論じている。参考までに紹介しておこう。高橋自身は「資本主義経済の下に於ける協同組合は、一般的には、或は独立の経営を営む中小規模の経営者が、相互組織に由って、其の経済活動の或る一部を集中し、其の大規模化、合理化を通じて、大規模経営の利益に均霑すると共に、延しては、多かれ少かれ市場の支配権をも獲得しようとする組織（信用、販売、購買、利用組合）であり、或は孤立分散せる経済（家計）の一部面の協同化を通じて、家計の大量化、合理化の利益に均霑せんとする組織である。……即ち、産業組合は、資本主義経済の下に於ける技術的及至経済的制約のため、依然中小規模、従って又、大体に原始的経営に取り残さたる中小弱小産業の経済活動の一部（主として流通部門内）に於ける特殊の方法（協同化）に由る大規模組織である。従って、協同組合は、其の成立基礎たる経営そのものの自由なる活動（組合を通じて行ふ経済活動以外の）、従って又、其の一部の富裕分子の資本制的大規模への発展を妨げるものでは決してない。」<sup>70)</sup>と規定した上で、「協同組合はその組織に由って、階級対立を根本的に止揚し得るものでは決してなく、寧ろ、組合員中の優秀なる経営の資本主義的発展、延いては一国経済の資本主義化を促進する側面を多分に持つものである」<sup>71)</sup>と述べる。

にもかかわらず、こうした本質は昭和恐慌下の農業への国家統制によってどのように変質を迫られるのか。高橋はこうした統制を「全体としての資本主義機構の維持を目標として調整解決せんとする要求に基づくものである」<sup>72)</sup>とする。ここでの農業問題の解決方向は、「工業品物価に対する農産品物価の相対的位地の低落……之を資本主義的法則の作用に放任する限り、農民の極度の窮乏の結果として農業の荒廃に依ってのみ齎される。而し、それは資本主義経済そのものの物資的土台を危くすると共に、又一大社会不安を伴ひ……独占資本と農業との間に醸成された矛盾解決の方策として選ばれたものが、現段階に於ける国家的農業統制である。従ってそれは純経済的には独占資本の無遠慮なる農民統制の制限、本来の（発生的）意味に於ける資本主義的制度の修正をも含む。蚕糸業統制（特に目下懸案中の特約繭取引の取締、繭検定の強制）、肥料工業法案（目下懸案中）、米穀統制法等々の形……」<sup>73)</sup>と指摘される。この方向にそった形で

の産業組合の役割についてはつぎのように規定された<sup>74)</sup>。

- ①「農業の国家統制の代行機関及至補助機関として益々その重大任務を負担する」。
- ②「農家の国家的統制計画の樹立に当って重大建案者たるの任務、進んでは其の執行機関たるの任務を負担する」。

結論として、高橋は政府の諸機関では実際の経済統制を行うことが現実には困難であって、すでに全国的に展開している産業組合や農業団体の協力なくしては農業統制が容易ではないことを指摘して、「産業組合は農業に対する国家的統制の進展と共に、益々準国家機関化せられる運命に在るが、以上の関係は社会変革上に於ける産業組合の意義を著しく特殊的なものたらしめる」<sup>75)</sup>と推測を下している。

経済統制そのものは、大恐慌下の各国においてむしろ産業統制という形で進展し、その後の総力戦化した第二次大戦下の戦時経済体制で自由主義経済の象徴とみられた米国においてすら、民需制限と軍需生産拡大のために物資統制と企業活動に対する統制政策がとられたことを考えると、当時の統制経済という方向は日本だけではなく、協同組合の本質原理もまた一時棚上げされることとなった。反面、米国の占領政策の下で、こうした統制化した組合制度の民主化という名の下での、産業組合制度の試行が始まっていくことになる。もちろん、これは農業分野だけでなく、商工業分野においても同様であった。こうしたなかで、戦前、戦中の産業組合のあり方とそのより本質的な役割を求めた論議がどのような深まりをみせていったのであろうか<sup>76)</sup>。これについては別稿を期したい。

## 注

- 1) 近藤康男『協同組合原論』は『産業組合全書』の第1巻として発刊された。初版は昭和9[1934]年である。翌年に増補版が出た。近藤康男は当時、東京帝国大学農学部助教授であった。
- 2) 同上、1～3頁。
- 3) 同上、3頁。
- 4) 同上、4頁。
- 5) 同上、10頁。
- 6) 同上、15頁。
- 7) 同上。
- 8) 同上、16頁。
- 9) 同上、19頁。
- 10) 同上、63頁。

- 11) 同上、64頁。
- 12) 同上。
- 13) 同上、68頁。
- 14) 同上、86頁。
- 15) 同上、86～87頁。
- 16) 同上、87頁。
- 17) 同上、88頁。
- 18) 同上、95頁。
- 19) 同上、104頁。
- 20) 同上。
- 21) 同上。
- 22) 同上、114頁。
- 23) 同上、115頁。
- 24) 同上、115～116頁。
- 25) 同上、116～117頁。
- 26) 同上、118～119頁。
- 27) 同上、121～122頁。
- 28) 同上、123頁。
- 29) 同上。
- 30) 同上、153頁。
- 31) 同上、158頁。
- 32) 同上、162頁。
- 33) 同上、166頁。
- 34) 同上、167頁。
- 35) 同上、169頁。
- 36) 同上、172頁。
- 37) 同上、175～176頁。
- 38) 同上、176頁。
- 39) 同上、177頁。
- 40) 同上、178頁。
- 41) 同上、180～181頁。
- 42) 同上、183頁。
- 43) 同上、185頁。

- 44) 同上、191頁。
- 45) 同上、199頁。
- 46) 同上、203頁。
- 47) 同上、212頁。
- 48) 同上、218頁。
- 49) 同上、223～225頁。
- 50) 同上、227頁。
- 51) 同上。
- 52) 同上、233～234頁。
- 53) 同上、237頁。
- 54) 同上、238頁。
- 55) 同上、242頁。
- 56) 同上、246頁。
- 57) 同上、249頁。
- 58) 同上、252～253頁。
- 59) 同上、263～264頁。
- 60) 同上、277～278頁。
- 61) 同上、288～289頁。
- 62) 同上、307頁。
- 63) 同上、309頁。
- 64) 同上、310頁。
- 65) 同上、313頁。
- 66) 同上、327頁。
- 67) 同上、329頁。
- 68) 同上。
- 69) 同上、330～331頁。
- 70) 高橋亀吉『日本農業統制と産業組合』『産業組合全書』の第11巻、高陽書院、昭和10年。85～86頁。  
なお、本書の「序」には、高橋は日本の生産力は驚異的躍進を遂げ、こうした段階では「資本主義的従来の仕組では、最早之れを円満に処理することが出来なくなった」と指摘し、昭和恐慌下での「従来の仕組とは性質を異にする、新しき経済運動の方法を、好むと好まざるとに拘らず、採用せざるに至った。広く『統制経済』の名に於て呼ばれるものが、大体にそれである。斯様な意味に於ける統制経済の必要は、農村経済に於て特に強大であった。……農業経済に於ける統制が、……産業組合の役割も否応なしに自ら変化してきた」と述べている。

- 71) 同上、86頁。
- 72) 同上、290頁。
- 73) 同上、291～292頁。
- 74) 同上、293頁。
- 75) 同上、294頁。
- 76) 戦後の中小商工業組合については拙著を参照。寺岡寛『日本の中小企業政策』有斐閣、1997年、同  
『中小企業政策の日本的構図—日本の戦前・戦中・戦後をめぐって—』有斐閣、2001年。